

上田市障害者基本計画について

1. 計画策定の趣旨

上田市では、**障害者基本法¹⁾**に基づき、平成 19 年度に「上田市障害者基本計画」を策定し、障害者自身が本来持つ個性の尊重と、自己の能力を最大限に引き出せる支援体制や地域一体となった環境づくりを進めることを基本方針とし、障害者施策の総合的な推進を図ってきました。

この計画は、平成 22 年度までを**前期計画期間**とし平成 23 年度から 25 年度までを**後期計画期間**と位置付け、後期計画の策定に当たっては、より実行性の高い計画とするため、前期計画の評価検証を行うとともに、地域や社会情勢の**変化に応じて**見直しを行い、「障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会」を目指し、新たな課題にも取り組んできました。

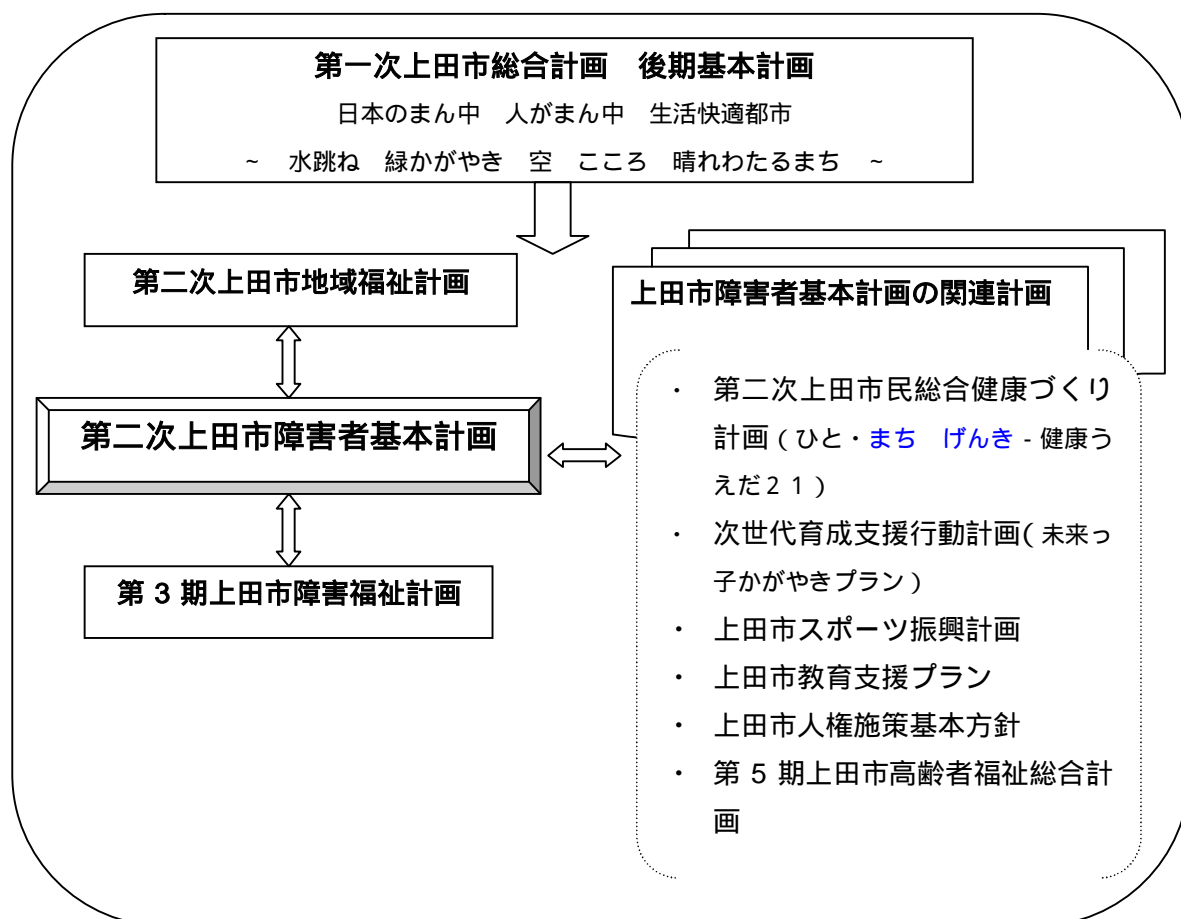
第二次上田市障害者基本計画では、第一次**基本**計画の成果と平成 23 年の障害者基本法の改正、国の新たな障害者基本計画を踏まえ、全ての市民が、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、**障害のある人**の自立及び社会参加の支援等を図る施策を総合的かつ計画的に推進します。

1) **障害者基本法** **障害のある人**のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、**障害のある人**のための施策の基本となる事項を定める法律。平成 23 年に目的規定や障害者の定義等を見直し。

2. 計画の位置付け

第二次上田市障害者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項により、上田市における**障害のある人**の自立及び社会参加の支援等を総合的かつ計画的に推進を図るために策定するもので、上田市が**実施する**障害者施策の最も基本的な計画として位置付けられます。

なお、この計画は上田市総合計画及び上田市地域福祉計画を上位計画とし、市の定める**その他の**計画との整合性と調和を図りつつ、**障害のある人に関する**施策を**総合的に**推進します。



障害者基本法

(障害者基本計画等)

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3. 計画期間

計画の期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間とします。

この間、大幅な制度改正や社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
		上田市総合計画（新）													
		前期基本計画			後期基本計画										
		上田市地域福祉計画				第二次上田市地域福祉計画									
		上田市障害者基本計画					第二次上田市障害者基本計画								
		前期計画			後期計画										
		上田市障害福祉計画													
		第1期	第2期		第3期		第4期		第5期						
		上田市民総合健康づくり計画（健康うえた21）					第二次計画								
		上田市次世代育成支援行動計画													
		前期計画			後期計画										
		上田市高齢者福祉総合計画													
		第3期	第4期		第5期										
		上田市人権施策基本方針					→								
							上田市スポーツ振興計画								
		上田市教育支援プラン			→										
		第二次障害者基本計画（国）					第三次障害者基本計画（国）								
		前期計画			後期計画										
		長野県障害者プラン				長野県障害者プラン2012									
		後期計画													

障害者施策に関わる現状と課題

1. 障害者施策をめぐる国、県の動向

(1) 国の動き

平成 18 年 4 月、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）で分かれていた制度を一元化するとともに、障害のある人の地域生活と就労の促進などを目的とする障害者自立支援法が施行されました。

平成 23 年の障害者基本法の改正においては

すべての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される。

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

などの理念、目的が盛り込まれました。

平成 24 年 10 月には、障害者の虐待を発見した場合の通報義務、虐待を受けた人の保護や家族の負担軽減などを定めた障害者虐待防止法が施行され、平成 25 年 4 月には、障害者基本法の改正を踏まえ、障害者自立支援法が障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）として改正施行されました。

また、平成 25 年 6 月には、障害者基本法の改正の際に加えられた第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律や障害者の雇用の促進に関する法律も一部改正されました。

さらに、平成 25 年度を初年度する第三次障害者基本計画が策定され、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障害者施策の基本的事項が方向付けられました。

(2) 長野県の動き

平成 19 年 3 月に「長野県障害者プラン後期計画」を策定し、障害のある方々が自ら選んだ地域で普通に暮らすことを積極的に支援するため、住まいとなるグループホームなどの整備や相談体制の中核をなす障害者総合支援センターなどの充実を図ってきました。

その後、障害のある人の総合的な相談支援体制の整備や西駒郷などの施設から地域への生活移行を積極的に進めてきました。

平成 24 年 3 月には、県民一体となって「共生社会」の実現に向けた取り組みをさらに加速させるため、平成 24 年度から 6 年間にわたる長野県の障害者施策の基本となる新たな「長野県障害者プラン 2012」を策定し、障害のある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支

え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として居場所と出番を見出すことのできる“共に生きる長野県づくり”を目指しています。

2. 上田市の障害者の現状

【手帳所持者について】

身体障害者手帳所持者は 6,900 人、療育手帳所持者は 1,409 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 1,165 人となっていて、身体、知的、精神の 3 障害とも増加傾向にあります。

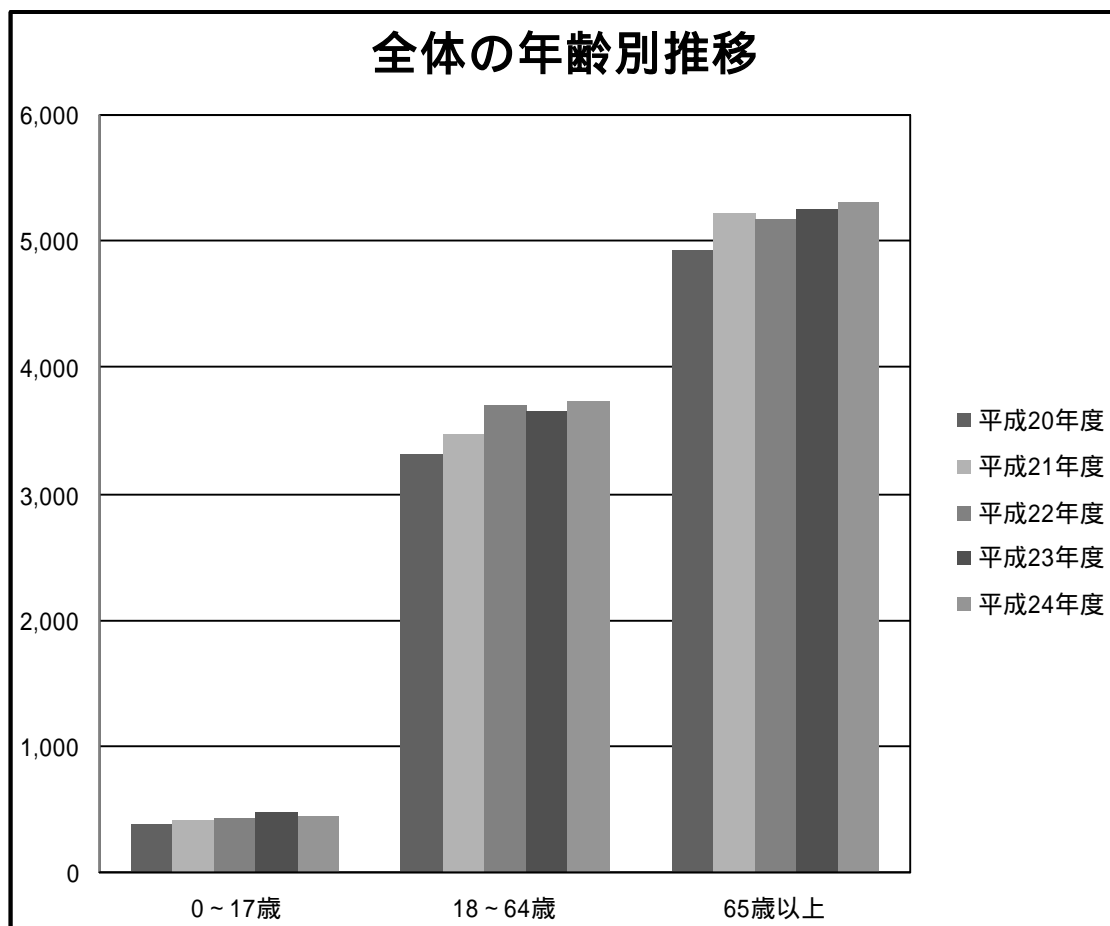
合計では 9,474 人となり、市の全人口の 6% となります。上田市民の約 16 人に 1 人が何らかの障害を有していることとなります。

手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
0～17 歳	389	417	422	471	440
18～64 歳	3,316	3,465	3,698	3,655	3,730
65 歳以上	4,925	5,216	5,168	5,255	5,304
合計	8,630	9,098	9,288	9,381	9,474

資料：福祉課



(1) 身体障害者

年齢区分別

身体障害者手帳所持者の年齢別構成割合では、65歳以上の手帳所持者の割合が73%(平成20年度時70%)を占めており、高齢化の傾向にあります。

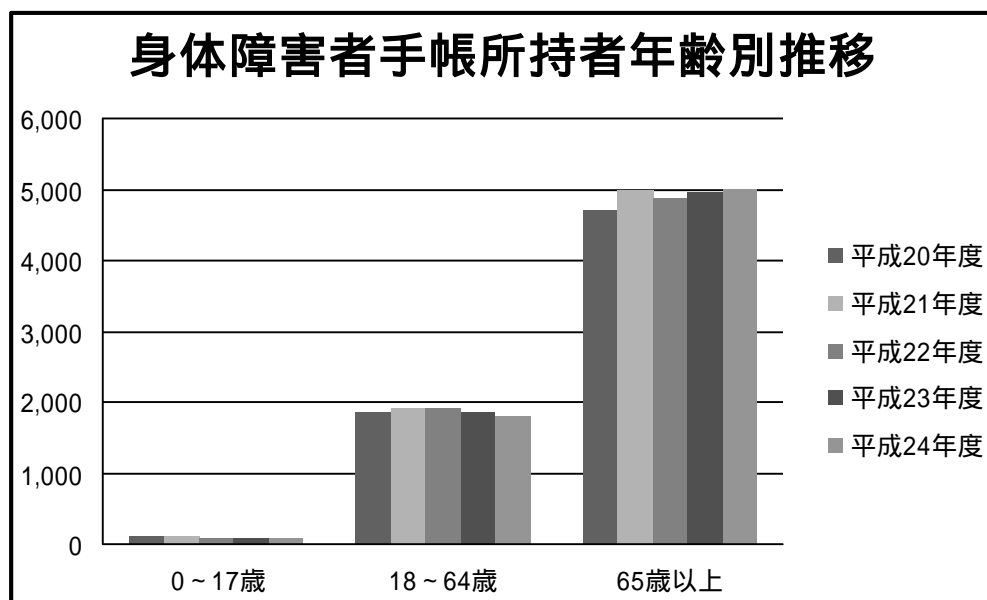
全体人数では、平成20年度からの5年間で200人、3%の増加となっています。

身体障害者手帳の所持者数

(単位：人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0～17歳	112	108	98	91	91
18～64歳	1,873	1,911	1,908	1,851	1,808
65歳以上	4,715	4,985	4,879	4,960	5,001
合計	6,700	7,004	6,885	6,902	6,900

資料：福祉課

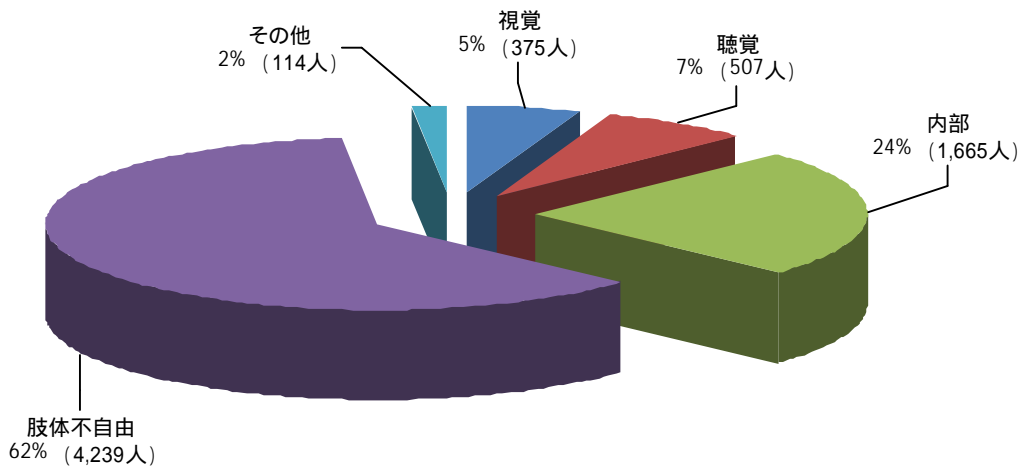


障害別・等級別

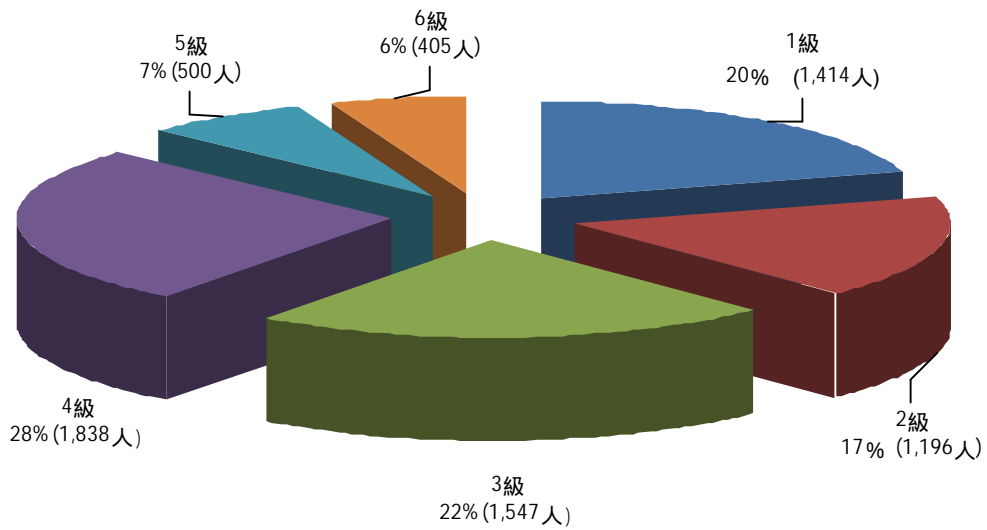
障害別では、肢体不自由(62%)と内部障害(24%)で85%(平成20年度時85%)と大半を占め、5年前と同様の傾向を示しています。

また、等級別では、1・2級の重度障害者が2,610人で全体の38%(平成20年度時40%)となっております。

平成24年度障害別手帳所持者割合 (障害区分別)



平成24年度等級別手帳所持者割合 (等級別)



(2) 知的障害者

療育手帳所持者の年齢別構成割合は、18歳未満が24%（平成20年度時24%）を占め、18歳以上の占める割合は、76%（平成20年度時76%）となっています。

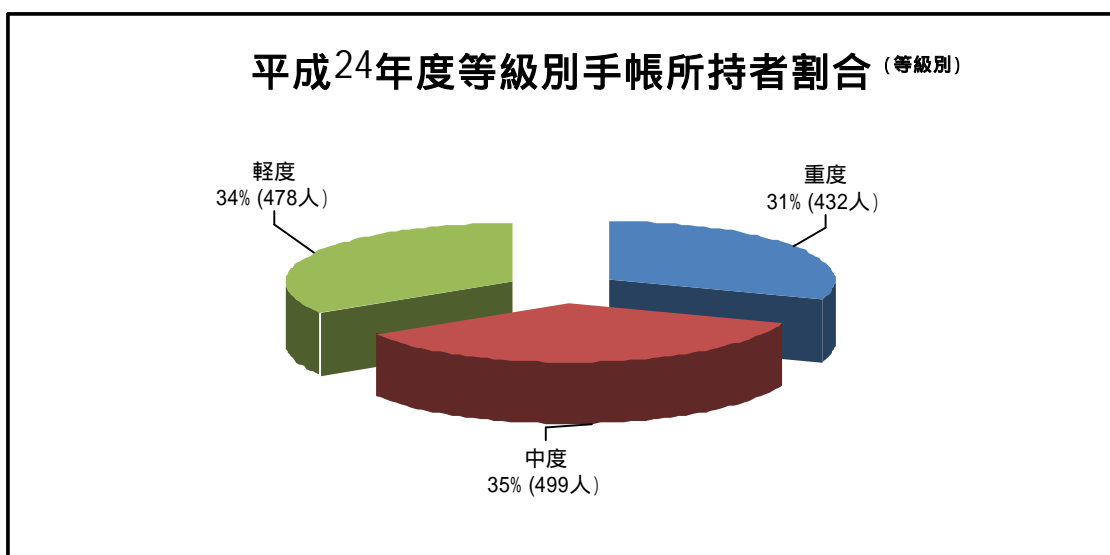
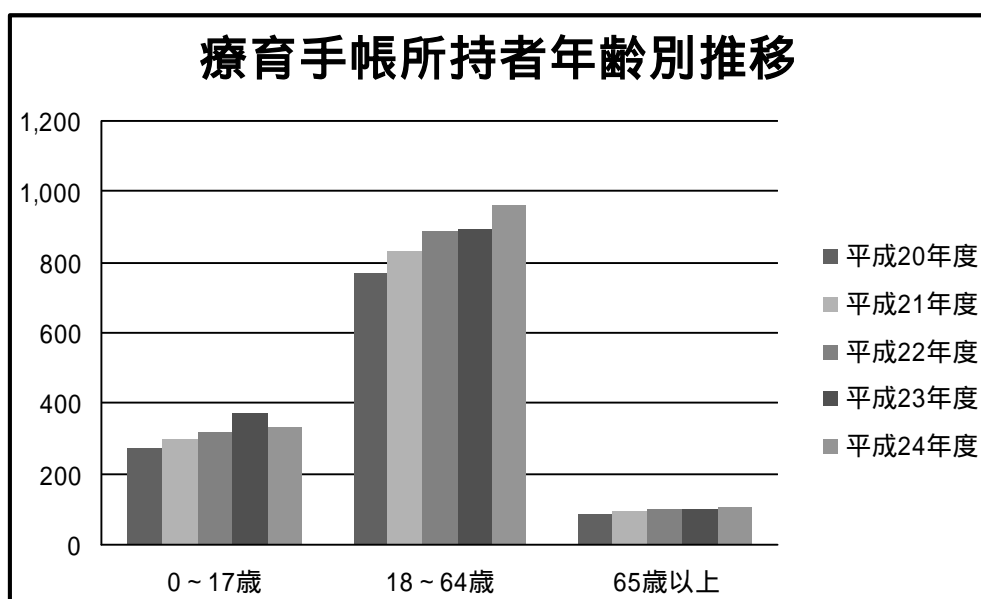
障害の程度別では、重度障害者の割合が31%（平成20年度時35%）となっています。

療育手帳の所持者数

（単位：人）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0～17歳	269	300	318	371	336
18～64歳	772	831	887	896	965
65歳以上	85	97	100	102	108
合計	1,126	1,228	1,305	1,369	1,409

資料：福祉課



(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1,165人（平成20年度時777人）で388人、30%の大幅な増加となっております。

年齢別構成割合は、18歳～64歳で82%（平成20年度時84%）を占めています。

等級別では、1級が54%、2級が38%、3級が8%（平成20年度時1級が49%、2級が44%・3級が7%）の順で構成しています。

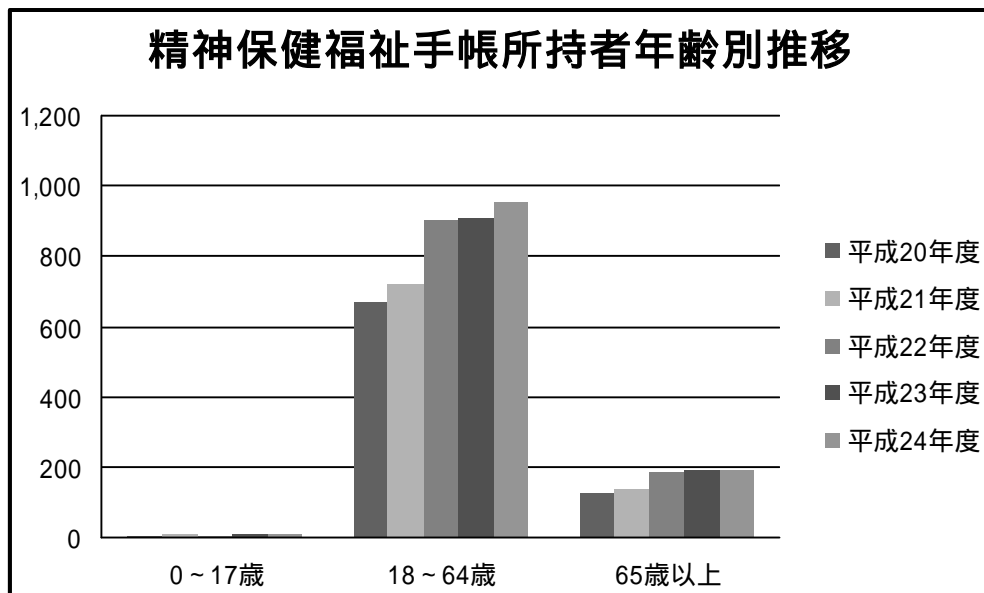
自立支援医療の対象患者数は、平成25年度3月末で2,292人（平成20年度時1,799人）となっております。大幅な伸びを示しています。

精神保健福祉手帳の所持者数

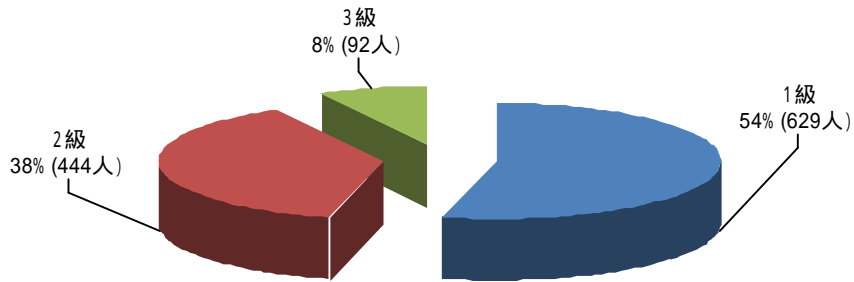
（単位：人）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0～17歳	86	9	6	9	13
18～64歳	655	723	903	908	957
65歳以上	116	134	189	193	195
合計	777	866	1,098	1,110	1,165

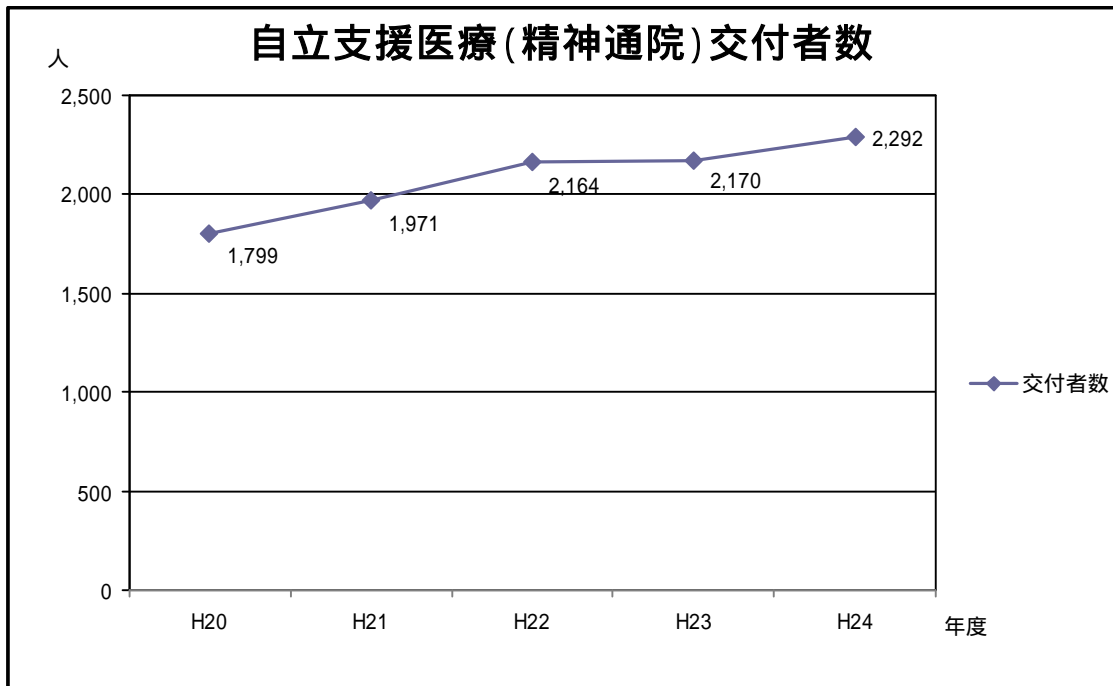
資料：福祉課



平成24年度等級別手帳所持者割合 (等級別)



自立支援医療(精神通院)交付者数



資料: 福祉課

【自立支援医療(精神通院)】

精神疾患(てんかんを含みます)で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減する制度。

【障害者の就労状況】

上田公共職業安定所（ハローワーク）の上田所管内の障害のある人の就労者数は、平成24年6月1日現在、476.5人と前年度に比べて増えており、雇用率は1.69%と若干増えています。しかしながら、長野県の平均実雇用率1.83%に比べて低い状況です。また、法定雇用率達成企業の割合も、56.8%（75社）で長野県全体の平均値60.9%よりも下回っています。

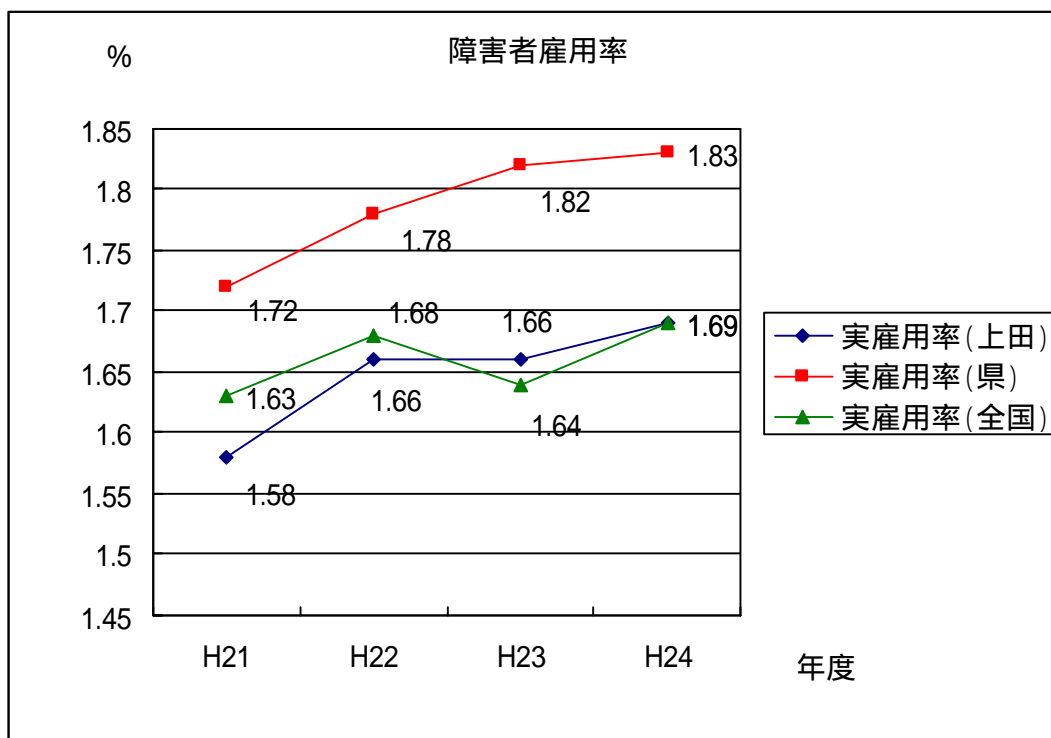
なお、平成25年4月からは、障害のある人の民間企業の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられています。

上田所管内の障害者雇用状況

（単位：人）

年度	雇用障害者数			
	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者合計
H21	284	114	11.5	409.5
H22	275	129	14.5	418.5
H23	316.5	123.5	21	461
H24	316	132.5	28	476.5

障害者数は所定労働時間が週30時間以上の重度の身体・知的障害者については、ダブルカウント（1人を2人として計算）



資料：上田公共職業安定所（ハローワーク上田）

3. 障害者施策に対する市民意識とニーズ

第二次上田市障害者基本計画の策定にあたって上田市における現状の把握、課題の抽出、障害のある人の意見を反映させることを目的に、障害者意向調査と関係団体との懇談会を実施しました。

【障害者意向調査の概要】

(1) 調査の目的

計画の策定に向けて、より実効性のある計画とするため~~に~~基礎資料を得ることを目的としています。

なお、対象者が18歳未満の場合は、本人の意向を尊重し保護者に回答してもらうこととしました。

(2) 調査の実施概要

各調査の対象者、方法、回収結果等は次のとおりです。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等0歳から64歳までの市民530人を障害者台帳等から無作為抽出

調査方法

郵送配布・郵送回収

実施時期

平成25年8月9日(金)から8月26日(月)まで

回収率

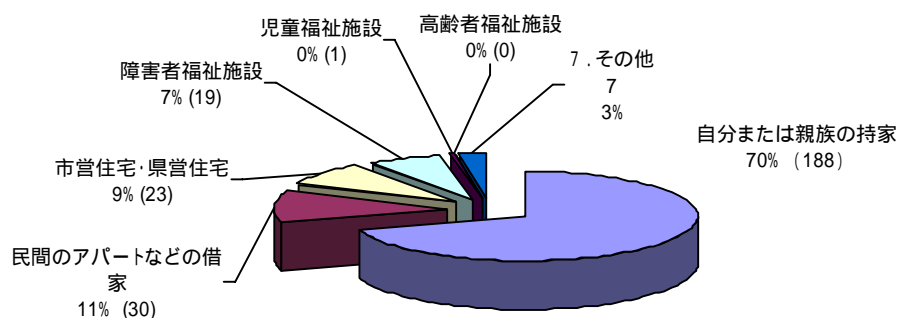
- ・有効回収数 267票
- ・有効回収率 50.38%

種別	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者(18歳以上)	213	112	52.58
療育手帳所持者(18歳以上)	125	58	46.40
精神保健福祉手帳所持者(18歳以上)	118	57	48.31
上記3手帳いずれか所持者で18歳未満	44	24	54.55
手帳未所持で福祉サービス利用者(特別児童扶養手当等受給者)	30	16	53.33
合計	530	267	50.38

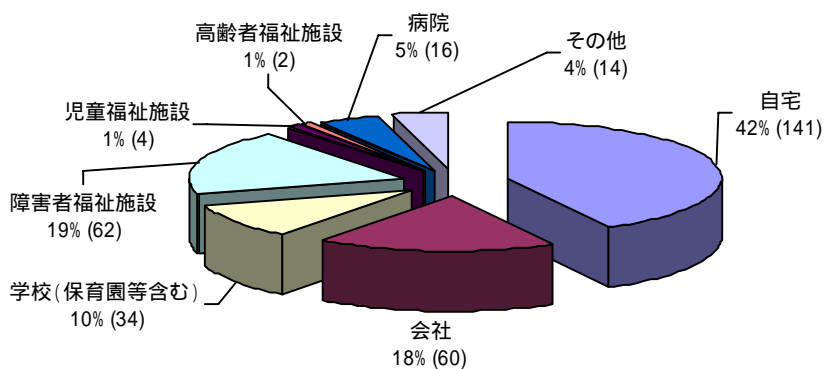
考 察

あなたのことについて

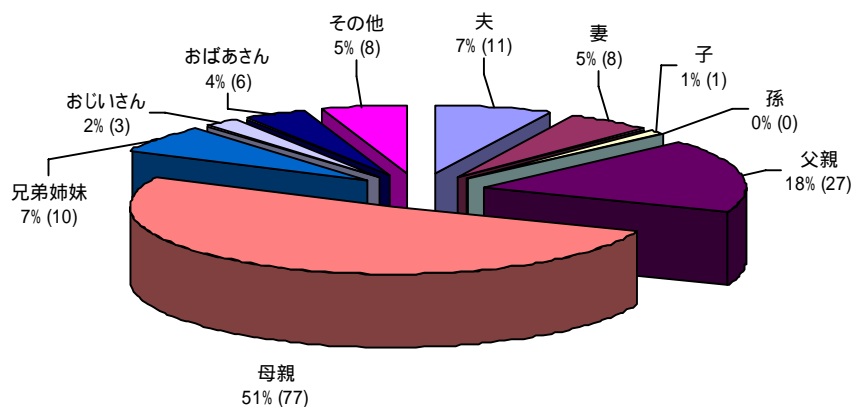
住まいについての質問では、回答者のうち9割が在宅で暮らしています。平成21年度調査時に比べて在宅で暮らす方が1割ほど増えており、精神障害者手帳の取得者の増加や地域移行（住まいを施設や病院から、障害者自身が自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること）が進んだことが伺われます。



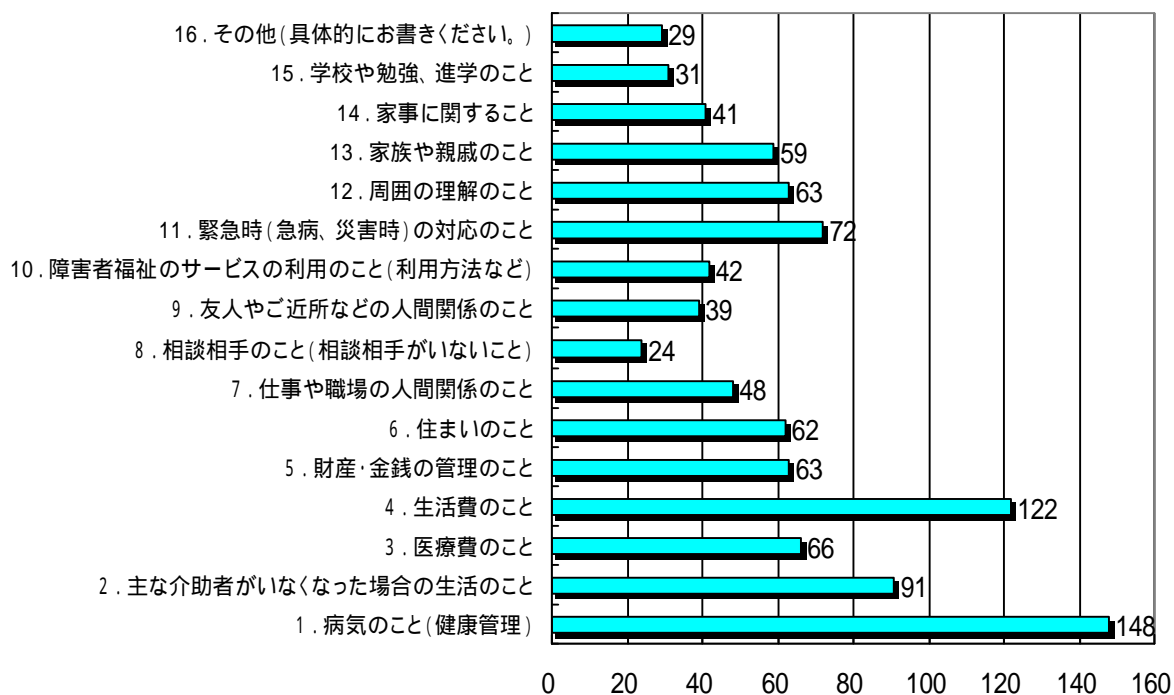
昼間をどこで過ごすかの質問では、自宅が多数となっています。就労に結び付かない方や障害福祉サービスの利用につがっていない方がいることが読み取れ、障害者一人ひとりの特性に合わせた適切なサービスの提供が求められています。



介助者に関する質問では、介助を受けている方のうち6割が母親で、父親を加えた両親と回答した方は8割になります。障害のある人の親の負担が垣間見られます。介助者の高齢化等の障害のある人の支援のあり方が課題となります。

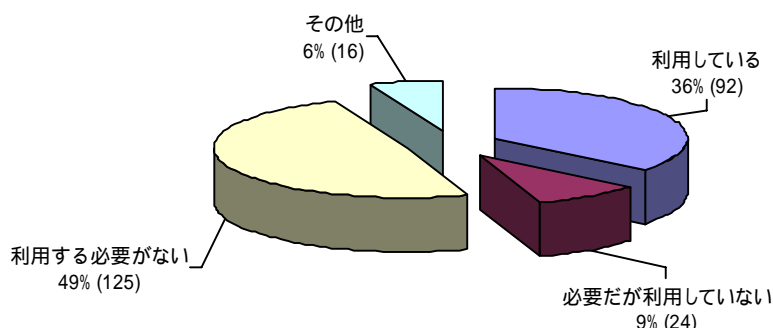


日常生活の中での悩みや不安は、一番が自身の病気（健康管理）、次いで生活費、介助者がいなくなった場合の生活のことと続きます。自由記述では、介助者である親の高齢化、親亡き後の生活を不安視する記述もあります。また、障害に対する理解不足から離職したことなど就労に関して悩みや不安をお持ちの方もいます。

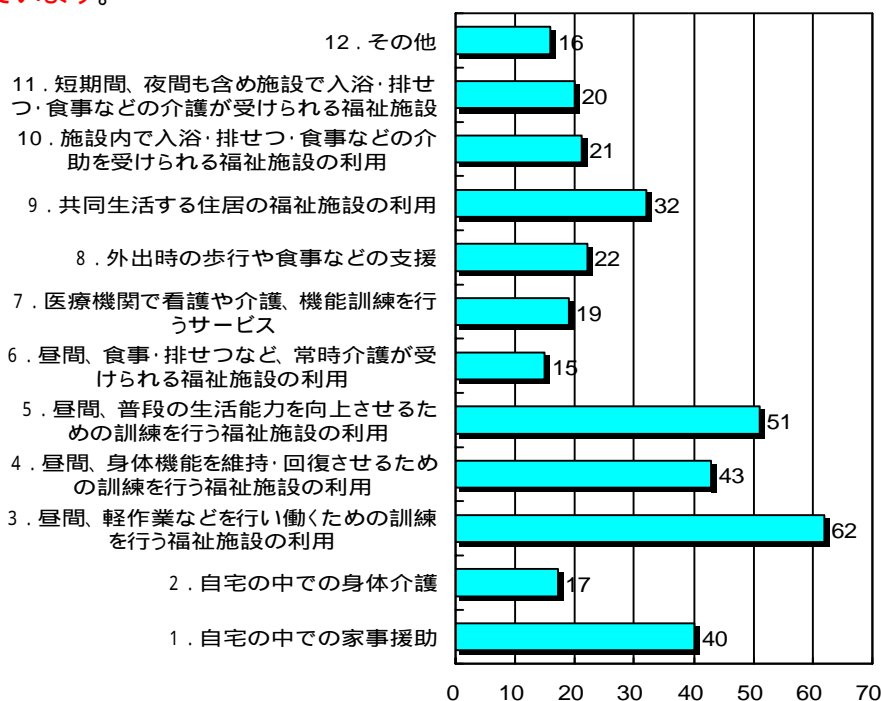


障害福祉サービスについて

回答者のうち半分以上は障害福祉サービスを利用していない・利用する必要がないとの回答を得ました。このうち、身体障害者が半数となっています。



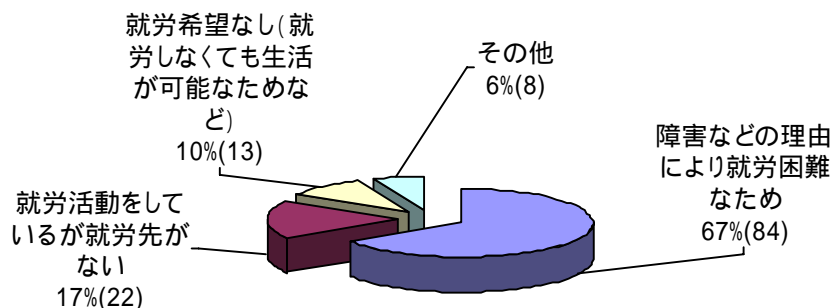
利用したい障害福祉サービスは、働くための訓練、身体機能を維持・回復させるための訓練、生活能力を向上させるための訓練などを行う施設の利用と家事援助のサービスが多くなっています。



これから充実してほしいと思う障害福祉サービスについての自由記述では、雇用・就労の確保に関する記述や重症心身障害児の利用できる施設、放課後の預かり・一時預かり・ショートステイなどの社会資源の充実を望む記述、交通手段の確保や移送サービスの充実の記述がありました。

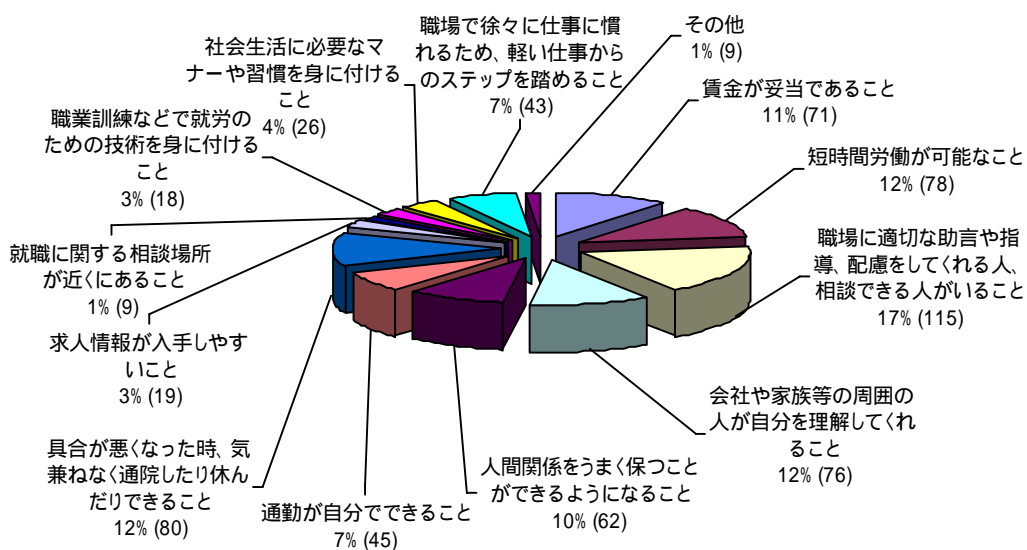
就労について

現在の就労状況では、回答者のうち6割が働いていないと回答しています。障害の等級、状態にもよりますが、障害のある人の就労が困難な実態が読み取れます。



働くための支援として、もっとも多い回答が、職場内に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人、相談できる人がいることがあげられ、次いで、体調が悪い場合には周りに気兼ねなく通院したり休んだりできること、短時間労働が可能なこと、障害に対する理解があることがあげられます。精神・知的障害者では職場で徐々に仕事に慣れるため、軽い仕事からのステップを踏めることが多くなっています。

自由記でも職場内での人間関係や理解者・指導者がいることなどの働きやすい職場環境を望む記述が多くあげられます。賃金については、こだわらないとの記述がある反面、賃金の向上を望む記述もあり、生きがいとしての就労と生活の糧としての就労の両面があります。

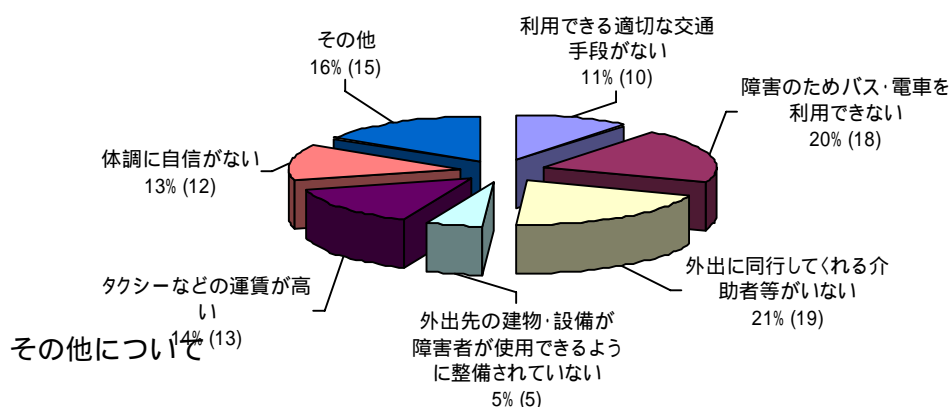


外出について

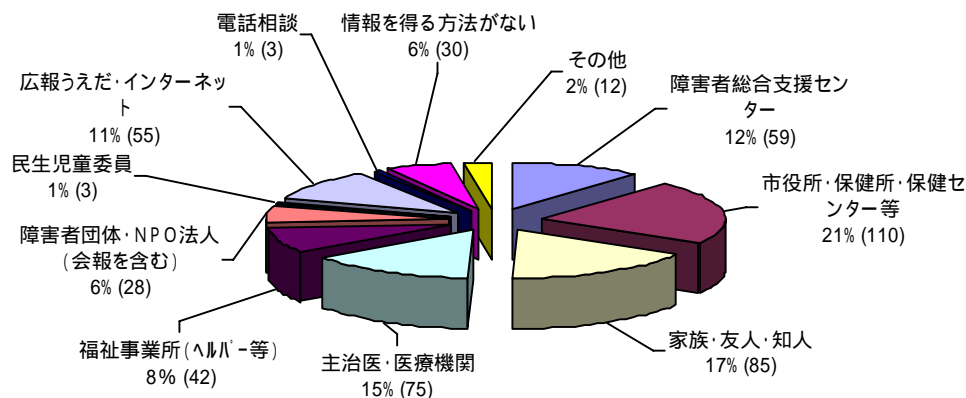
外出については、回答者のうち 6 割は自分で車を運転したり、一人で電車・バス・タクシーなどの公共交通を使い、出かけることができます。

外出したいときに外出できない理由として、外出に同行してくれる介助者がいないことや障害のあることにより公共交通を利用できないことがあげられ、自由記述として、公共交通の充実（バス等の本数の増加やノンステップバスの導入など）も多く寄せられた意見です。

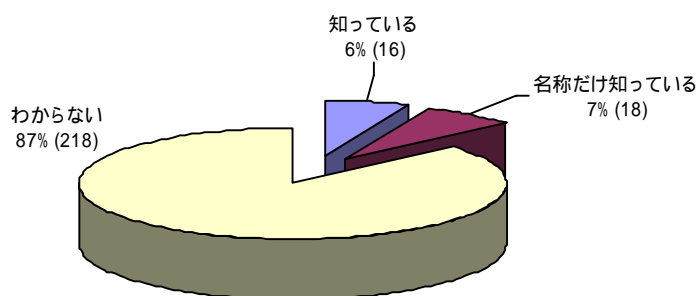
さらに、外出先でのトイレなどの心配や障害者専用駐車場に健常者が駐車していることの記述もあり、モラルの向上も望まれます。



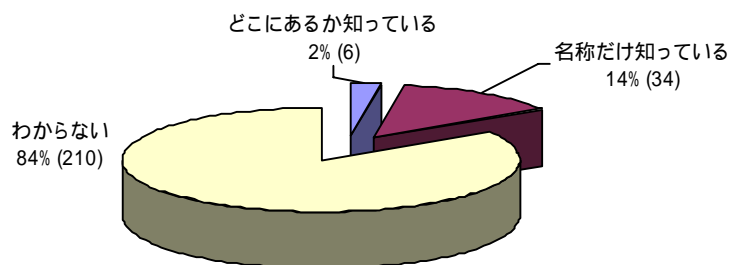
障害福祉サービスについての情報源としては、市役所などの公共施設からの情報入手が多く、次いで、家族や友人、知人から情報を得ています。サービスや制度については、その内容や利用するための手続き、利用できる窓口の場所や連絡先などを必要とする回答が多く、利用者の立場に立った情報の提供が望まれます。



平成 24 年 4 月に開所した上小圏域成年後見支援センターやその制度についての周知度は、ほとんどの方がわからないとの回答となっており、啓発や周知が必要となっています。



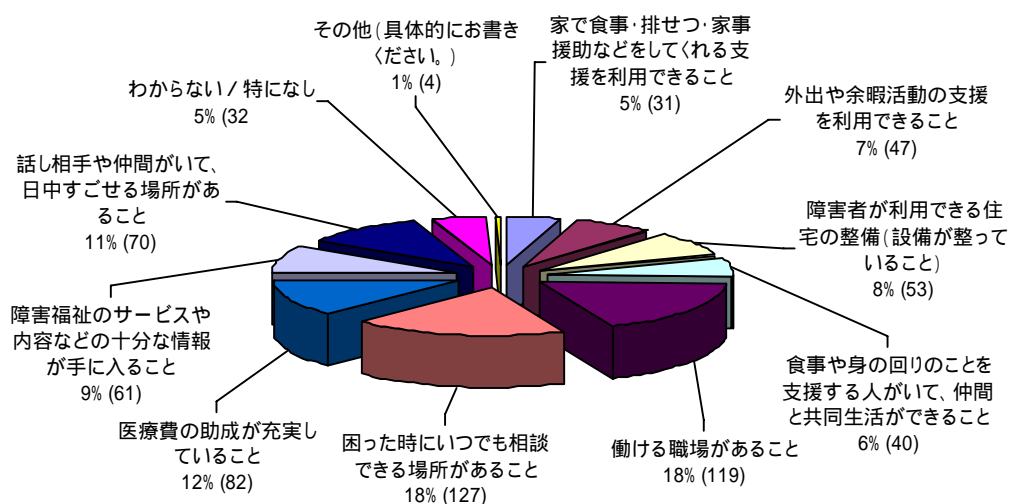
障害者虐待を見たり、聞いたり、受けたりした場合にどこに相談したら良いか、「障害者虐待防止センター」という窓口の存在についても、知らない・わからないとの回答が多く成年後見制度と同様に啓発、周知が必要です。



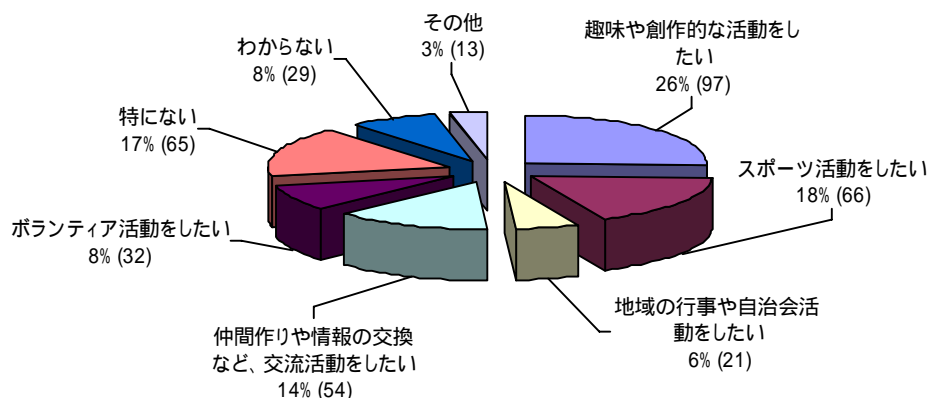
将来のことについて

将来の生活への希望としては、自宅で家族と暮らしたいとする回答が多く、引き続き住み慣れた地域での暮らしを望んでいます。さらに、そのための支援としては、困ったときに相談できる場所や働ける場所、医療の充実が回答の中で多く占めています。また、今後やってみたいと思うことは、趣味や創作活動、スポーツ活動と、障害のある人の余暇支援も必要となっています。

【地域で暮らすための支援】



【今後やってみたいこと】



最後に上田市障害者基本計画への意見・要望について
自由記述

【障害者等関係団体等懇談会等】

第二次上田市障害者基本計画の策定にあたり障害者等関係団体との懇談会を開催しました。また、一般の意見として広報うえだ 8月号で計画への意見などを募集しました。

【障害者等関係団体懇談会】

日 時：平成 25 年 8 月 26 日（月）10 時 00 分から 11 時 45 分まで
場 所：ひとまちげんき・健康プラザうえだ 2 階 多目的ホール
参加団体：8 団体（関係機関 3 団体） 26 人参加

懇談会での主な意見等：18 件

- ・知的障害者への差別的な行為や無理解について
- ・災害時のマップづくりの進捗状況について
- ・障害者虐待防止センターの周知について
- ・障害者基本計画への引きこもり問題の位置付け
- ・就労について（企業に対する障害理解の研修）
- ・障害のある人の立場に立った相談支援体制について
- ・介助者への支援について
- ・重症心身障害児・者の移動手段について
- ・65 歳以上の障害福祉サービスについて
- ・発達障害児の普通学級での就学について

など

団体より提出された主な意見：40 件（懇談会での重複意見含む）

- ・親の高齢化について
- ・学校での「発達障害を学ぶ」授業の実施について
- ・公共施設のバリアフリー化について
- ・災害時の障害児者援護体制の確立
- ・個々のニーズに応じたりハビリテーション機能の強化
- ・障害者スポーツ指導員の障害理解
- ・上田市つむぎの家に関する要望
- ・特別支援教育支援員の増員と学校ボランティアの待遇改善
- ・保育園就園における「障害児枠」を設けること

- ・児童デイサービスやレスパイト²⁾、ファミリーサポートの利用について
- ・学童保育所と児童クラブの受け入れ態勢の充実
- ・ふれジョブ活動³⁾への支援
- ・公共施設での障害のある人への配慮
- ・公共施設等の入場料の割引制度を介助者への拡大と精神障害者保健福祉手帳所持者への適用
- ・福祉避難所の充実
- ・市主催の発達障害者サポーター養成事業の開催
- ・タブレット型携帯情報端末を活用した学習・生活支援

など

【広報うえだで募集】

広報うえだ 8 月 1 日号に掲載

募集期間：平成 25 年 8 月 1 日（木）から 8 月 30 日（金）まで

応募方法：郵送、FAX、電子メール等

提出された意見：3 件

- ・重症心身障害児者等に対する支援体制の強化
- ・関節リウマチ患者への支援
- ・上田市の放課後児童施設における、障害児受け入れ等に関する課題の報告

2) レスパイト 介護の必要な高齢者や障害者のいる家族へのさまざまな支援。家族が介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れなどを防止することが目的で、デイサービスやショートステイなどのサービスを指す。

3) ふれジョブ活動 週 1 回、放課後の 1 時間、障害のある子供が、ジョブサポーターとともに、地域で就業体験をする活動。

4 . 上田市の課題

障害に対する理解の促進

障害のある人もない人も分け隔てられることのない社会をつくっていく上で、障害と障害のある人について、個人や社会が一層の理解を深めていかなければなりません。

障害者団体との懇談会**障害者意向調査**においても、障害に対する周囲の無理解により、辛い思いをした本人や家族の話、就労の場での障害の理解や配慮を求める意見があげられています。特に精神障害や内部障害などについては、外見からは判断できないことも多く、誤解を招く場合があります。

障害に対する意識啓発を促すとともに幼少期からの福祉教育による、障害に対する正しい理解が必要です。

さらに、平成 24 年 4 月に開所した上小圏域成年後見支援センターや平成 24 年 10 月に設置した障害者虐待防止センターなどの窓口、またこれらの制度など**新たな施策**についての普及・啓発面での施策の展開が重要**となっています**。

障害者とその介護助者の高齢化

急激な高齢化の進展は**障害のある人**とその介助者にとっても大きな問題です。

身体障害者手帳の所持者の 7 割以上が 65 歳以上の方であり、**障害者意向調査の結果**では介助者の半数が 60 歳以上となっています。また、日常生活の中で、本人の健康管理と介助者がなくなった場合の生活の不安が多く回答されています。

障害の特性や年齢といった個々の状況に応じた多様な**生活**の場の確保や住み慣れた地域で暮らすための支援の充実、医療・介護などとの連携がますます重要**となっています**。

さらに、障害者本人の健康管理として、若いうちから生活習慣の見直しなどを通じ積極的に健康を増進し、疾病の「予防」に重点を置いた対策の推進が急務**となっています**。

雇用・就労支援の充実

障害のある人の就労意欲が高まっている中で、就労によって**障害のある人**が、自立し、いきいきと暮らせるように雇用・就労支援の一層の充実を図ることが必要です。

障害者の就労支援のため、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止すること、**障害のある人が働き続けられるよう、障害を理解し指導・相談ができる人の存在、障害に応じた多様な就労環境を確保するなどの措置**（合理的配慮）を講ずる必要があります。

さらに、**福祉的就労の場では**、障害者本人の働く意欲を充実**するため、賃金工賃**の向上に向けた施策の充実も必要です。

教育・育成体制の整備

障害のある児童生徒に対しては、**早期**の治療と指導訓練によって、障害の軽減や基本的

な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へつなげていく必要があります。児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、**地域の中での自立や社会参加に向けて必要な力を養い**、一人ひとりの障害の状態に応じ**たきめ細やかな教育**が必要です。

また、小・中学校の通常の学級にも**特別の支援を要する**児童生徒が在籍しており、全児童生徒のうち6.5%の割合で在籍していることが指摘されています。(平成25年版 障害者白書より)

学童保育や児童クラブなどの放課後児童施設**では**、障害特性に応じた施設の整備や体制の充実が必要な状況です。

さらに、放課後や学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う「放課後等**デイサービス**」を行う事業所は、**上小圏域全体で不足しており**、**広域的な課題として検討も必要**です。

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害の有無に関わらず、全ての市民は、一人ひとりが主権者であるとともに、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されなければなりません。そのために、優しさと思いやりにあふれ、障害の有無によって分け隔てられることなく、**市民が主体的に**相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に努めなければなりません。

第二次上田市障害者基本計画は、**障害のある人**を支援の対象としてのみ捉えるのではなく、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、**障害のある人**の自立と社会参加のために上田市、関係機関・団体、市民が連携・協働して取り組む障害者施策の基本的な方向性を定めるものとします。

2. 基本的な視点

- (1) 障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現に向けた地域社会やボランティア活動による支えあい
- (2) 障害のある~~人~~**人も**ない人も社会の中で基本的人権を有する一人の人間として尊重され、**障害のある人**が地域の中で暮らしていくために障害に対する理解の普及・啓発活動の推進
- (3) 障害~~を持つ~~**がある**ために差別的な扱いや虐待を受けることのない基本的人権の尊重される社会の実現に向けた権利擁護
- (4) **障害のある人**が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに向けた住環境の整備と福祉サービスの提供
- (5) 障害を理由とする差別の解消に向けた就労や教育など、あらゆる分野における合理的な配慮の提供
- (6) 障害のある人が安心して健康的な生活をしていくために疾病の予防対策の充実
- (7) 障害の有無に関わらず、すべての子どもが地域で学び育つための福祉教育の充

実とインクルーシブ教育⁴⁾の向上

4) インクルーシブ教育 障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶこと。

計画の推進体制

1．市民参画の推進

障害のある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生・児童委員、ボランティア団体などによる支援や地域住民の協力が重要です。そのためには、障害のある人一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供を行うため、ボランティア団体の育成に努めるとともに、行政・当事者団体・ボランティア団体・関係機関などがそれぞれの役割を果たし、相互に連携して施策を推進していきます。

2．人材の育成と資質の向上

人材の育成については、障害福祉サービスなどに係る人材を質、量ともに確保することが重要です。

障害福祉サービスや相談支援が適切に実施されるよう、県などの関係機関と連携を図り、専門職の確保に努めるとともに、相談支援従事者などのサービスの提供に関わる人材の育成及び資質の向上に努めます。

3．地域資源の有効活用

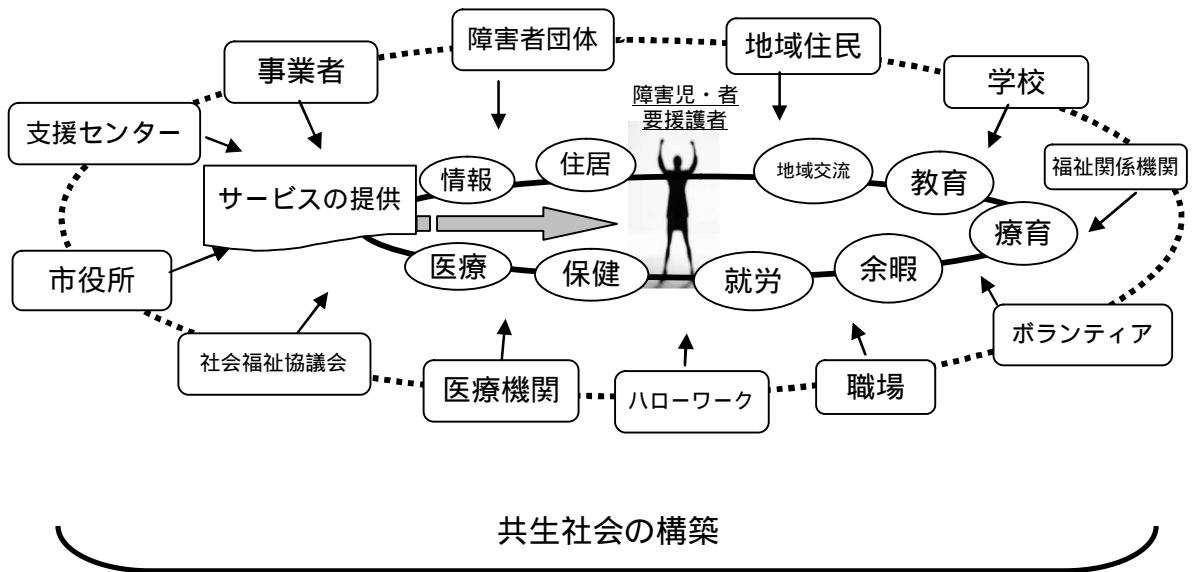
障害者団体やボランティア団体、NPO法人などに対し自主的、積極的な活動を促すとともに、協力体制を築き、障害のある人を地域で支える体制づくりを推進します。

4．関係機関との連携

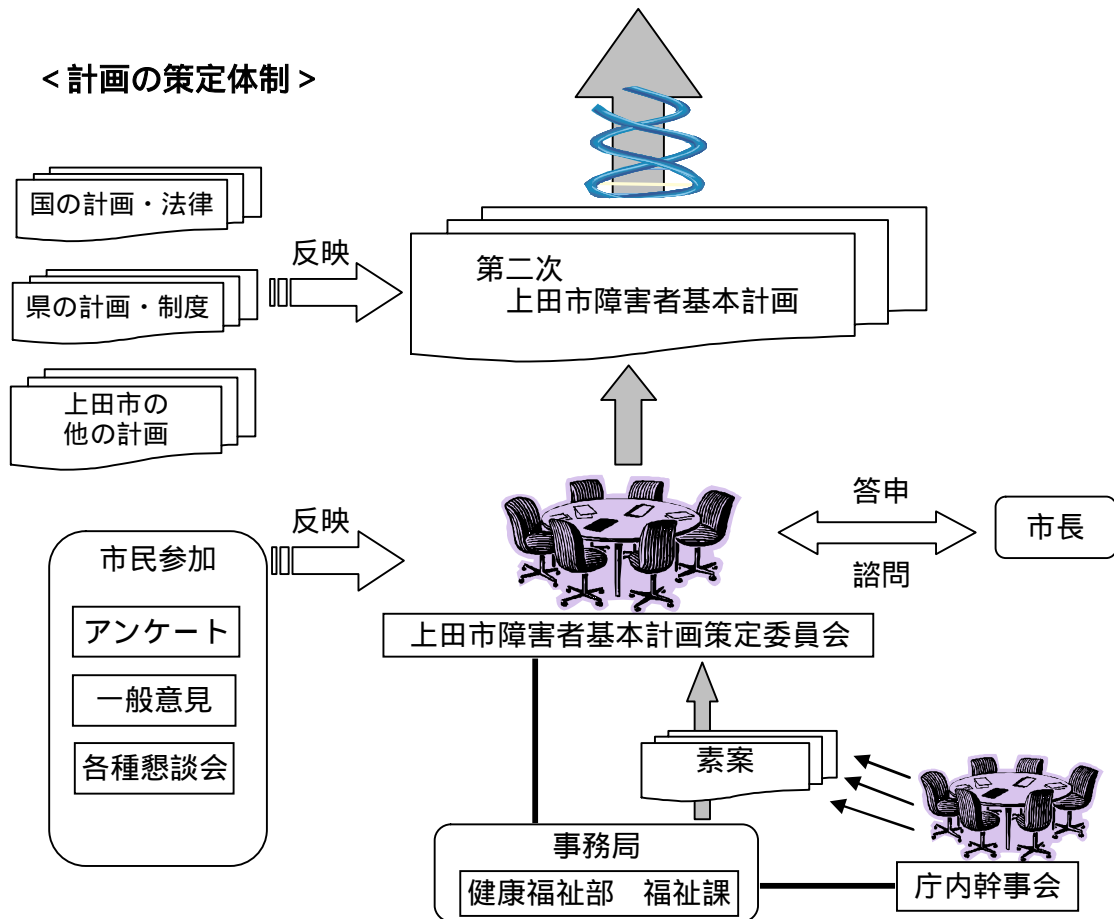
障害のある人に対する施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境などさまざまな分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障害特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

また、計画の実効性を確保するため、関係機関の意見を聞くとともに、法律の改正など社会情勢の変化に応じて推進状況などの見直しを行います。

< 地域資源のネットワークと障害者支援 >



< 計画の策定体制 >



分野別施策

1. 生活支援

(1) 相談支援体制の構築

【現状と課題】

障害のある人に対する福祉サービスは、市民に身近な基礎的自治体である市町村が主体となって実施しています。

平成 25 年 4 月には障害者自立支援法が、障害者総合支援法として施行され、難病患者も障害福祉サービスの対象範囲に加えられたことから、よりきめ細やかで適切なサービスの提供が必要です。

このため、適正な障害福祉サービスの利用計画の作成に向けて相談支援事業者の一層の体制充実と資質の向上が求められます。

	障害福祉施策（サービス）の推進			
骨格提言での指摘事項	平成 22～24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
【1. 法の理念・目的）・範囲】	障害者基本法改正（H23.8）	[共生社会の実現に向け、基本原則を定め、障害の定義等の改正] ・目的：「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記 ・基本理念の創設		
【2. 障害の範囲】		● 障害福祉サービス等の対象に新たに難病の者などを追加		
【3. 支給決定】			▲ 障害程度区分を障害支援区分に見直し	
			▲ 障害支援区分を含めた支給決定のあり方について検討	→
【4. 支援体系】		● 地域生活支援事業の追加	▲ ケアホームのグループホームへの一元化 ▲ 重度訪問介護の対象拡大	
【5. 地域移行】			▲ 地域移行支援の対象拡大	
【6. 地域生活の基盤整備】		● 自立支援協議会の名称の弾力化と当事者や家族の参画の明確化		
		第3期障害者福祉計画（H24～26）		第4期計画（H27～）
【7. 利用者負担】		市町村民税非課税世帯の利用者負担無料（H22.4～） 応能負担を原則とすることを法律上も明記（H24.4～）		
【8. 相談支援】 【9. 権利擁護】		● 知的障害者福祉法に市町村の成年後見等の体制整備の努力義務を規定		
【10. 報酬と人材確保】	基金事業により福祉・介護職員の処遇改善		→ 報酬改定で処遇改善加算（H24.4～）	→ 報酬改定
【主な法改正等】	障害者虐待防止法（H24.10）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正（H25.5） 障害者総合支援法（H25.4）	障害者差別解消法（H25.6）（施行H28.4） 障害者の雇用の一部を改正する法律（H25.6）	

【施策の方向性】

障害のある人が身近な地域で相談支援を受けられる体制を構築するため、上小圏域障害者総合支援センターを基幹センターと位置付け、相談支援事業所での相談及びサービス利用計画の作成により利用者のニーズに応じたサービスを提供するとともにサービスなどの見直しによりきめ細やかな支援を図ります。

発達相談センターでは、関係機関と連携して発達の心配のある子どもや家族に対して相談支援などを行うとともに支援体制の充実を図ります。

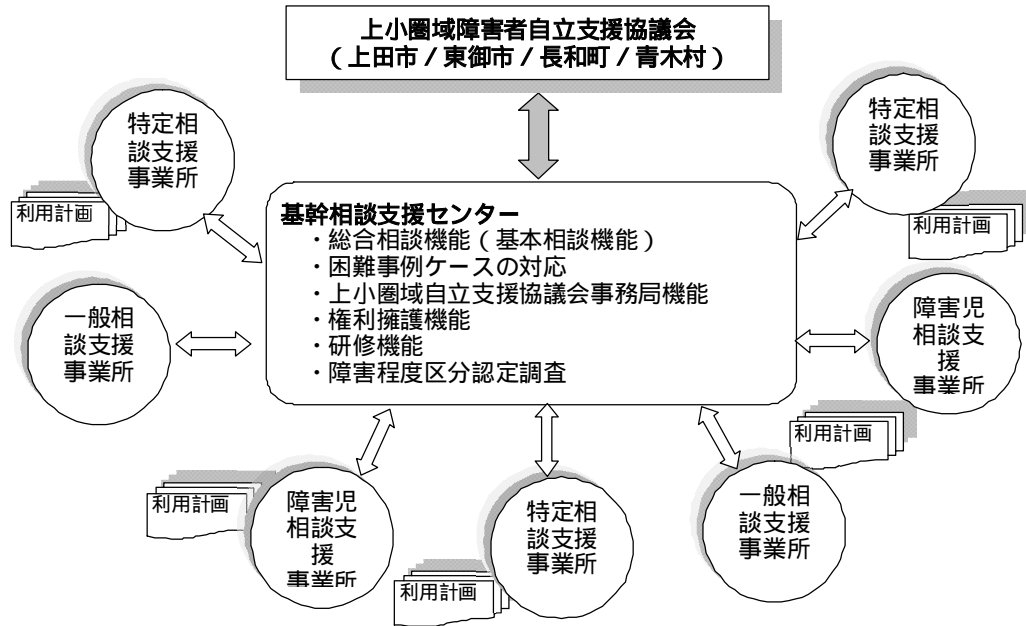
交通事故や病気などが原因で脳への損傷があり、理解や判断などの機能（高次脳機能）が低下する高次脳機能障害については、医療機関などで行う「医学的リハビリテーション」との連携を密にし、個々のニーズにあった機能回復の増進を図ります。

相談支援事業を効果的に実施するため、自立支援協議会の機能を強化し、中立・公平な相談支援事業の実施や関係機関の連携、社会資源の開発などを推進します。

障害のある人やその家族が住み慣れた地域で暮らすため、家族会への支援やピアカウンセリング⁵⁾による相談支援を行います。

5) ピアカウンセリング 障がいを持つ仲間（Peer）同士でのカウンセリングを行うこと。

基幹相談支援センターを中心とした
相談支援事業体制の状況



(2) 福祉サービスなどの充実

【現状と課題】

障害者自立支援法の施行後、障害福祉サービスの一元化により障害の種別に関係なく統一したサービスの提供ができるようになり、ここ 5 年間で障害福祉サービスなどにかかる市の予算をみても 1.6 倍の予算規模となり障害福祉サービスなどの充実が図られてきました。

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域内の限られた社会資源を有効に活用していくことが必要です。

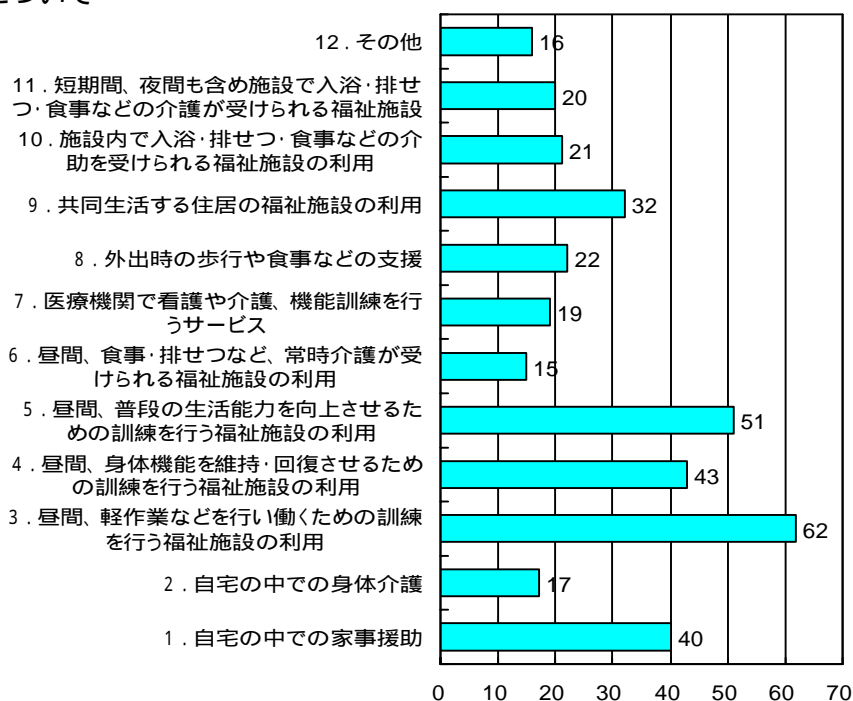
また、特に在宅の重症心身障害児・者が日常生活または社会生活を営む上で、社会資源の充実は長い間、課題となっています。

障害のある人とその介助者の高齢化に伴い、障害者本人への支援ばかりでなく、介助者への支援も必要となっています。

さらに、障害者総合支援法の改正により平成 26 年 4 月からは重度訪問介護の対象が、従来の重度の肢体不自由者に加え知的障害者・精神障害者にも拡大する予定です。このため、適切な支給決定とサービスの提供が求められます。

【アンケート調査より】

今後も継続して利用したい障害福祉のサービスや、新たに利用したいと思うサービスについて



【施策の方向性】

利用者の実態、ニーズなど当事者の要望を反映したサービス利用計画の作成とサービスの提供に努めます。

医療的ケアの必要な障害のある人への支援を、障害者福祉だけでなく、医療や介護、教育などの関係機関と連携を図り、必要なサービスや入所・通所施設などの支援策を検討します。

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域の社会資源の有効活用として、高齢者介護施設の活用の可能性について検討を進め、可能な所ことからサービスの提供を始めます。

NPO 法人等が行う「福祉有償運送サービス⁶⁾」の充実や事業所の適正な運行管理に向けて上田市福祉有償運送運営協議会を開催し、利用者の利便性と安全の向上を図ります。

また、障害状況に応じて自動車の改造に対する費用や運転免許証取得費用の助成制度などにより、障害のある人の生活圏の拡大を促進します。

障害のある人を支える家族や支援者のレスパイト施策（放課後支援や短期不在時支援など）の充実を図ります。

重度訪問介護の対象者の拡大が図られることから、重度の障害のある人に対する総合的な支援の在り方を検討します。【追加】

6) 福祉有償運送サービス NPO法人等が身体障害者等で、あらかじめ登録された会員に対して、実費の範囲内で、乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。

(3) 障害児支援の充実

【現状と課題】

平成 24 年度の児童福祉法改正により障害のある子どもへの支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた障害児施設や事業が、利用形態ごとに一元化されました。

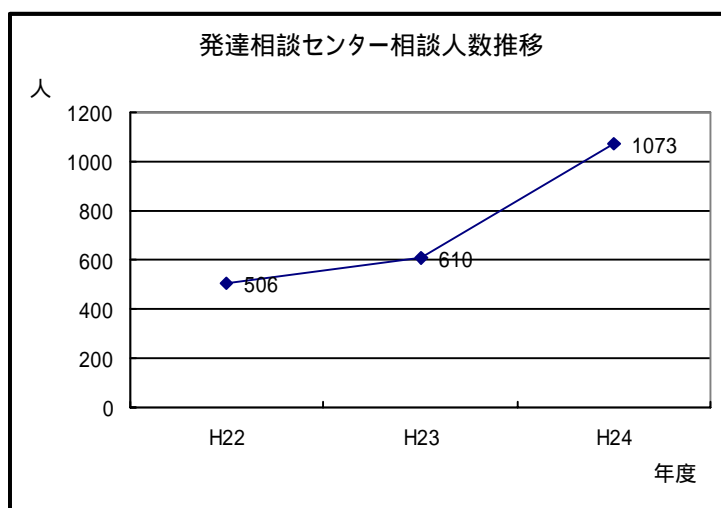
障害のある子どもには、身近な地域でその子にあった支援と療育が 18 歳まで切れ目なく一貫して行われ、障害の程度・成長段階に応じて、能力を向上し、自己実現を図るための支援の重要性が高まっています。

発達障害（診断が確定していない場合も含む）は、早期に発見することで、周囲が子どもの特性を理解し、共有しながら適切な支援をするとともに、二次障害を防ぐことも可能です。

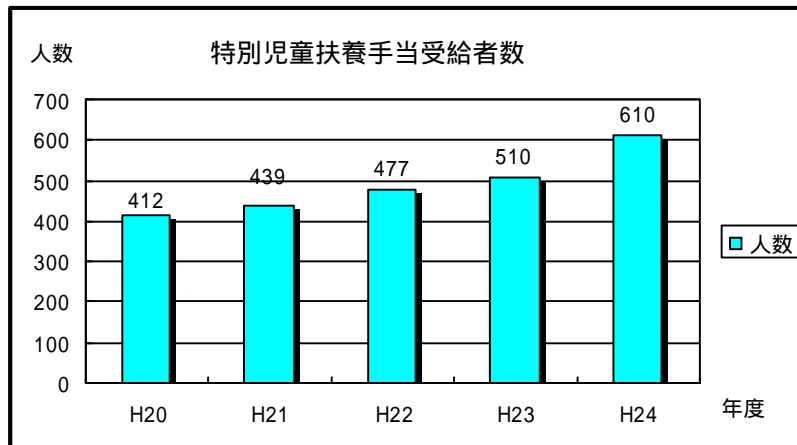
また、障害のある子どもを支える保護者への相談支援体制の充実と保護者に寄り添った支援も必要です。

平成 22 年度に開設された発達相談センターにおいては、その相談件数は 2 年で 2 倍となっています。保育園・幼稚園では、発達が気になる児童の数は、ここ 5 年間で 262 人から 435 人と 4 割ほど増えていることから、現場を預かる保育士などの障害への理解を深めることが求められています。

さらに、障害のある子どもの放課後対策は、学童保育所、児童クラブ、放課後等デイサービスがありますが、障害特性に応じた利用形態や施設などの整備が十分とはいえません。



資料：子育て・子育て支援課



【施策の方向性】

障害のある子どもの発達を支援するため、ひとまちげんき・健康プラザうえだ内に設置した発達相談センターの専門職の充実、専門医師との連携の確保を図り、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を提供します。

先天的疾患・障害は、生後すぐに発見できる場合と、経過とともに発症し、発見までに時間がかかる場合があります。このため、乳幼児自閉症チェックリストの導入など乳幼児健診事業の見直しを行い、健診後の相談体制を充実し、早期発見・早期治療を図り、必要な療育へつなげます。

障害のある子どもを受け入れる保育所のバリアフリー化の促進と適切な保育や就学に向けた支援のための保育士の充実、保護者への相談事業を行います。

障害のある子どもの放課後対策は、障害特性に応じた支援の検討や指導員の配置、施設などの整備の充実を図ります。

2. 保健・医療

(1) 障害の原因となる生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

【現状と課題】

平成24年度に「第二次上田市民総合健康づくり計画」を策定し、市の保健活動の基本的な方向性と、その実現に向けた施策を明確にしました。

次世代の健康づくりのためには、思春期から妊娠期、子育て期へと、切れ目のない健康づくりと相談体制の充実が必要です。

脳血管疾患や糖尿病など動脈硬化による生活習慣病は、40歳～64歳で介護保険を利用する2号被保険者⁷⁾の原因疾患の多くを占めています。また、身体障害者手帳の取得年齢も、40歳台から急激に増えています。このため、身体障害の遠因となる動脈硬化による生活習慣病の予防を行うことが重要です。

さらに、糖尿病は、糖尿病性腎症や糖尿病性網膜症などの重篤な合併症を引き起こすことから、重症化予防、適切な治療の開始、継続受診のための支援や各種保健指導・健康教室の充実が必要です。

生活習慣の改善を必要とする対象者へは食と運動の実践講座や健康増進のための各種健康講座を実施しています。健康寿命を向上させ、豊かな市民生活を送るために、ひとまちげんき・健康プラザうえだ内の総合保健センターなどを活用し、疾病予防や健康増進等に関する各種事業を実施しています。

高齢期には加齢に伴う生活機能低下（ロコモティブシンドロームなど）のリスクを下げる必要があります。

7) 介護保険第2号被保険者 40～64歳で、特定疾病にかかっている人で、要介護認定により介護保険のサービスが受けられる。

メタボリックシンドローム該当者・予備群（40～74歳）

（平成25年3月末現在）

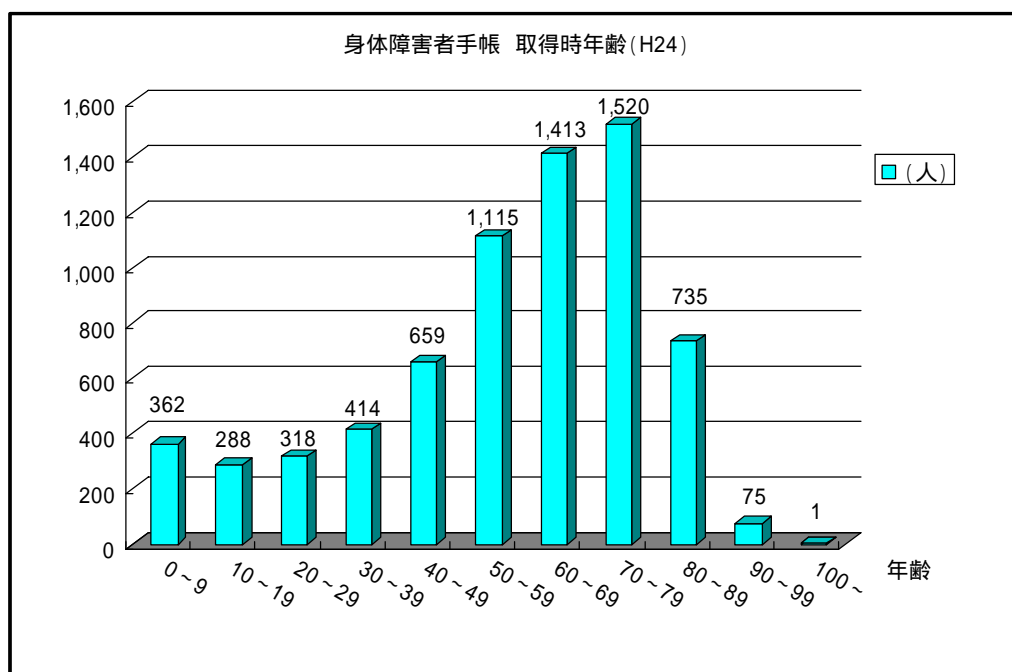
	男性			女性			合計
	総数	40～64	65～74	総数	40～64	65～74	
被保険者数	13,289	6,437	6,852	14,094	6,488	7,606	27,383
健診受信者数	3,793	1,206	2,587	5,251	1,827	3,424	9,044
受信率	28.5%	18.7%	37.8%	37.3%	28.2%	45.0%	33.0%
予備群	709	233	476	343	115	228	1,052
該当者	944	300	644	400	117	283	1,344

再掲重複あり

年度	H20	H21	H22	H23	H24
特定健診受診者数	8,628	8,457	8,385	9,055	9,044

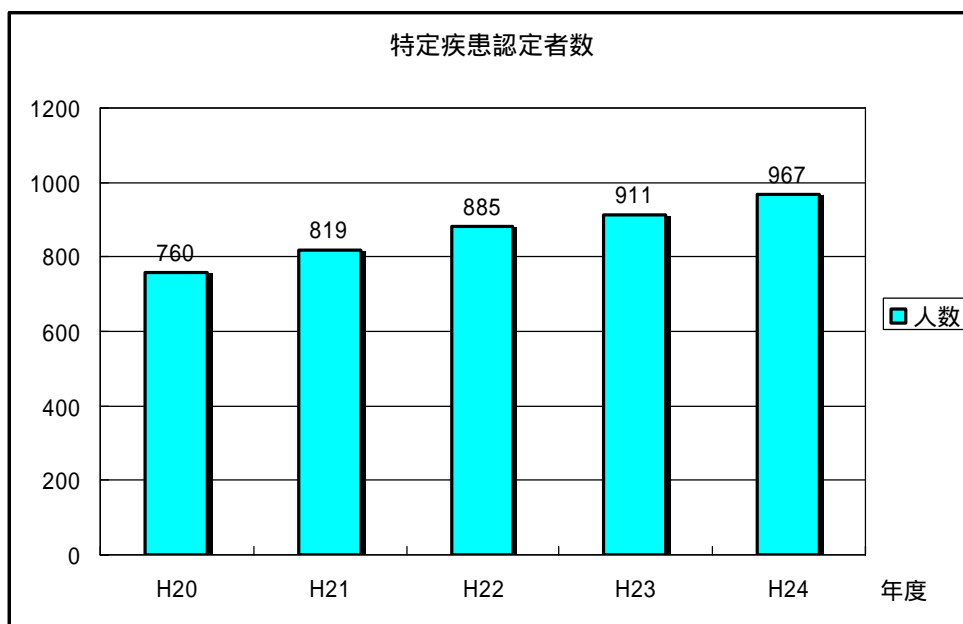
資料：健康推進課

さらに、高齢化社会の進展に伴い、介護予防は非常に重要となっており、その人らしい生活を送るためには、健康維持や予防に向けた切れ目のない施策が必要です。「介護予防」に向けては、日常の身体活動量を増やすこと、さらに運動習慣を持ち、日々の生活に必要な健康と身体活動の維持につなげる必要があります。



資料：福祉課

障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの対象に難病等も加えられたことから、難病患者への支援の充実も必要です。



【施策の方向性】

資料：上田保健福祉事務所

第二次上田市民総合健康づくり計画にもあるようにライフステージに応じた健康づくりが重要であり、障害者施策においても年齢期に応じた施策の展開を図ります。

妊娠期

妊娠・出産をめぐる相談の実施と知識の普及を図り、妊娠期と幼児期からの健やかな生活習慣形成に向けた施策を推進します。

幼少期

すべての子どもが健康で個々に応じた成長ができるための知識の普及啓発と、適切なかかわりを啓発するとともに相談体制の充実を図ります。また、必要な場合は、関係機関と連携を取り、総合的な支援を提供します。

個々の健康状態に応じた保健指導として、生活習慣（食と運動）の見直しと改善につなげ、特定健診等各種健（検）診の受診率の向上を図ります。また、健（検）診結果に基づいた相談事業などの充実を図り、生活習慣病の発症予防、重症化予防に努めます。

個人に合った取り組みやすい健康づくりの各種講座を実施し積極的な参加を促進します。

身体機能の低下が徐々にみられる壮年期から、自らの身体機能の状況を自覚し高めていく生活スタイルを確保できるような支援の充実を図ります。

高齢期

介護予防の必要性について、周知・啓発活動を積極的に行うと共に、地域包括支援センターの相談機能を充実し、介護予防プログラムの活用を促進します。

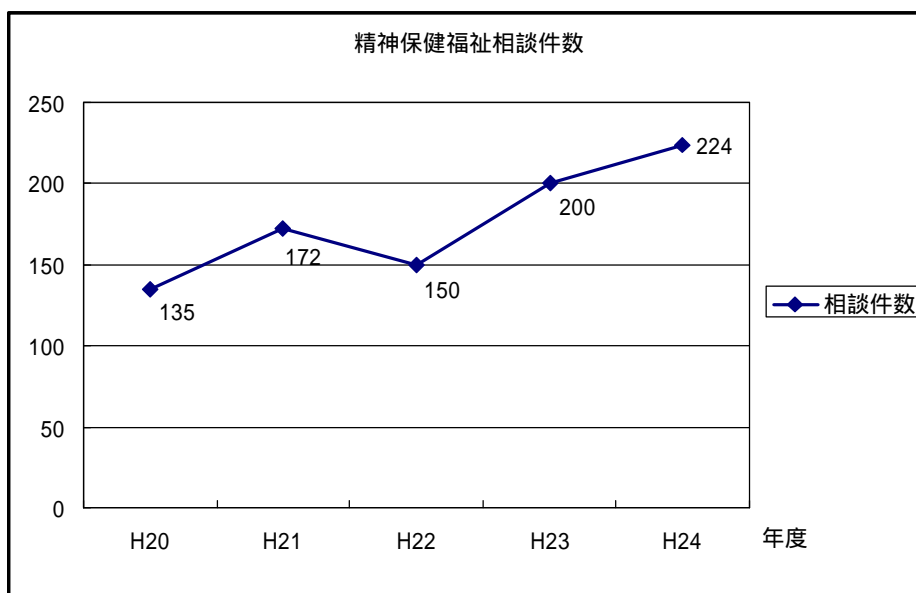
難病患者の在宅生活を支援するため、快適な療養生活が送れるよう医療機関や保健福祉事務所などの関係機関と連携します。

(2) 精神保健・医療・福祉の充実

【現状と課題】

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、この5年間で300人以上増加し、**精神疾患を起因とした生活困窮者や自殺者の増加などの課題があるほか**、精神障害者のニーズに適切に対応できるサービスの提供**が必要となっています**。また、精神保健や精神障害者に対する正しい理解と地域住民への啓発（心の健康・予防・相談体制・地域の理解等）**を行うとともに**にお互いに見守り支え合う地域支援の環境づくりの推進が必要です。

さらに、**長期入院患者が退院後、地域生活を継続していくために**、地域生活支援事業を**充実していくことが必要です**。



資料：健康推進課

【施策の方向性】

こころの健康づくりに対する意識が高まり、実践できる人が増えるよう正しい知識の普及啓発に努めます。

こころの健康や病気をサポートするための体制づくりを推進します。

精神障害者が地域で安心して暮らせるために医療、保健、福祉の連携を強化し、互いに見守り、支えあう地域支援、環境づくりを推進します。

3. 教育・文化芸術活動、スポーツ活動

(1) インクルーシブ教育の構築

【現状と課題】

少子化の進行により、小学校・中学校ともに児童生徒の総数は減少していますが、支援学級に通級する児童生徒は、増加傾向にあります。

障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加を図るため、一人ひとりの教育的ニーズの把握が必要です。

また、障害のある児童・生徒が差別的な取り扱いを受けることなく、障害のない児童・生徒とともに教育を受けることが求められています。

多様な学びの場の整備と幼・保・小・中・高など就園、就学、就労に向けて継続的支援を学習や生活の面で効果的に行う必要があります

さらに、通常学級での学習や生活を支えるために特別支援教育支援員と教員がより連携して支援に当たれるよう指導力向上や活用方法の検討が必要であるとともに、特別支援学級担当教員の専門性の向上と教育内容などの充実が求められています。

平成21年度から25年度まで(5月1日現在)小中学校特別支援級 児童生徒数

年度	小学校計					中学校計				
	支援学級				児童 総数	支援学級				生徒 総数
	学級	男	女	合計		学級	男	女	合計	
H21	44	116	54	170	9,349	22	58	31	89	4,748
H22	47	127	66	193	9,244	25	70	34	104	4,557
H23	49	135	66	201	9,132	25	76	36	112	4,553
H24	56	181	69	250	8,961	26	83	46	129	4,527
H25	56	197	82	279	8,868	27	91	43	134	4,410

資料：学校教育課

【施策の方向性】

児童相談所と連携した巡回相談を通して、支援を必要とする子どもの状況を把握し、指導や支援について助言をするとともに、必要に応じて「学びの場」の変更を促します。

教育現場で支援を必要とする子どもの自立と社会参加に向けて、支援員やボランティアの配置を充実して一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

就学指導委員会では、早期からの就学相談・支援や就学判断のみならず、就学後の状況に関して、教育内容及び指導方法などの支援を行います。

特別支援教育では障害のある児童・生徒の能力を高め障害による困難が克服できるよう、ソーシャルスキルトレーニング⁸⁾の研究を進めます。

障害のある児童・生徒が、地域で育ち、暮らすために、学齢期から地域社会の一員としての居場所を持つことを目的とする『ふれジョブ』活動によって「未来の地域を作るなかま」として、地域で再認識ができるよう支援していきます。

保育課や発達相談センター、教育相談所が連携し「発達障害児支援のための情報共有ファイル」の活用など、成長段階に応じた切れ目のない支援を行います。

障害のある児童生徒の就労については、養護学校、上小地域障害者就業・生活支援センターなど関係機関・団体が連携し、就労支援を行います。

8) ソーシャルスキルトレーニング 社会技能を身につけるための訓練。幼児教育や発達障害の指導、統合失調症のリハビリなどに利用される。

(2) 教育環境の整備

【現状と課題】

障害のあるなしに関わらず、子どもが共に学び、平等に教育を受ける権利の享有・行使を確保するための合理的な配慮が求められています。

安全・安心に向け、小中学校の耐震化・老朽校舎の改築とともに、学校施設のバリアフリー化を推進する必要があります。

多様な学びの場の整備として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境の整備、充実が求められています。

【施策の方向性】

障害のある児童・生徒、一人ひとりの教育的ニーズに応じてコンピュータなどの情報機器を活用することにより、学習上又は生活上の困難を補い、指導の効果を高めていきます。

学校施設は災害時の避難場所でもあり、地域住民も利用するため、耐震化とバリアフリー化を積極的に推進します。

教職員の特別支援教育に関する知識の向上を図るとともに、特別支援コーディネーター連絡会を基盤として、連携の充実、教員全体の指導力の向上を図ります。

保護者に就学に関する情報や、子どもの理解や支援に関する情報などを十分に提供するとともに、保護者の思いに傾聴しながら、今後の支援や就学のあり方について相談を進めていきます。

障害を理由としたいじめがないようにするとともに、深刻ないじめがあった場合には、学校だけで対応するのではなく家庭・学校・教育相談所などとの連携を密接にとりながら、相談活動や学校訪問、家庭訪問を積極的に行い、個々のケースに応じたきめ細やかな対応を行います。

(3) 文化芸術活動、スポーツ活動などの振興

【現状と課題】

障害の有無に関わらず、市民誰もが芸術・文化、スポーツ・レクリエーションなどを楽しみ、親しむことができるよう、環境の整備や機会の確保が求められています。

市民が集い、文化芸術の薫るまちづくりの新たな拠点となる交流文化芸術センター、市立美術館ではハード、ソフト両面で、障害者にとっても利用しやすい環境づくり、親しむことができる事業の展開が期待されます。

【施策の方向性】

障害の有無に関わらず誰もがいつでも文化・芸術活動やスポーツに親しむことができるまちづくりを目指し、障害のある人の文化・芸術活動やスポーツなどの振興を図ります。

文化・芸術活動やスポーツの振興に関わる人材の育成と施設などの整備を推進します。施設の整備に当たっては障害者などの利便性の向上を図り、誰もが利用しやすい施設になるよう整備を進めます。さらに、障害特性に応じた指導の充実を図ります。

障害のある人の芸術鑑賞や創作活動を支援し、文化・芸術活動を通じた社会との交流の機会や生きがいの創出に努めます。

「だれもが いつまでも スポーツに 親しむことができる まちづくり」を基本理念とする上田市スポーツ振興計画の実現に向けて、障害者スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、身近にスポーツを楽しむ場をつくります。

障害のある人の生涯学習の推進のために、地域の公民館や図書館などの環境整備を図るとともに、公民館や社会教育施設における活動を通じ、スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会、芸術文化に親しむ機会、学習成果の発表の機会などを提供します。

障害のある人が趣味や創作活動、スポーツ活動などの社会参加を促進するため、移動支援や外出に関わる支援を積極的に活用します。

交流文化芸術センター、市立美術館では、障害者も利用しやすい施設となるよう、スタッフのサポート体制や設備の整備を進めます。

4 . 雇用・就労

(1) 障害者雇用の促進

【現状と課題】

障害のある人の就労意欲が着実に高まる中で、就労により障害のある人が自立し、地域で生活できるよう、障害者雇用施策は一層の充実が求められています。

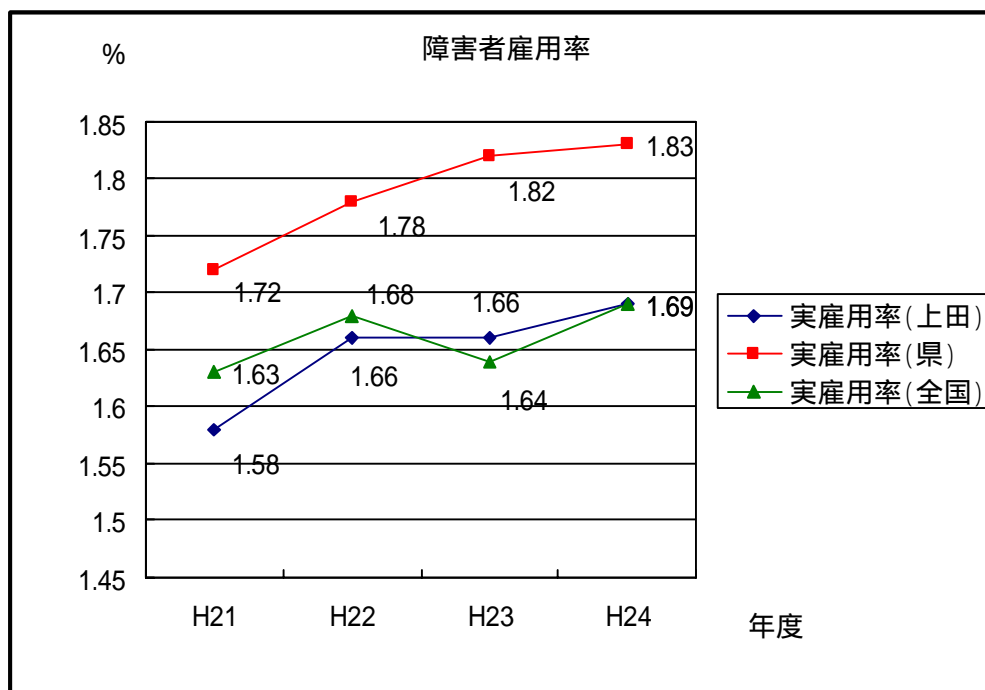
平成 25 年 4 月から、障害者法定雇用率が引上げられるとともに、障害者雇用義務事業者の範囲も拡大されました。こうした中で上田市内では、障害のある人の雇用数を増やす事業所がある一方で、雇用率が未達成の事業所も多いのが現状です。

障害のある人の働く機会を確保し、雇用率を向上させるためには、事業主への周知・啓発などにより、事業主の障害者雇用に対する理解を促進する必要があります。

また、平成 25 年 6 月には障害者差別解消法が策定され、事業者に対して職場内などでの合理的配慮が求められました

さらに、地方公共団体の法定雇用率が 2.3%に変更されたことから、市として役所も地域の一事業所として、障害のある人の法定雇用率（2.3%）の向上に努めることが必要です。

【上田所管内の障害者雇用の状況(再掲)】



資料：上田公共職業安定所（ハローワーク上田）

【施策の方向性】

ハローワーク、上小地域障害者就業・生活支援センター、パーソナルサポートセンター、ジョブながのライフサポートセンター、若者サポートセンターなど関係機関と連携するとともに、事業所訪問により、事業主に対する障害者雇用への啓発を促進し、障害者雇用への理解を深めます。

上田市役所の**障害のある人**の法定雇用率の維持向上に努めます。

障害のある人の就労環境を守るため、障害者からの就労相談に対して、コーディネーターによる相談事業を実施します。

障害のある人の自立と社会参加を支援するために、障害を理由とした解雇などの差別的な扱いを受けないとともに、職場内などでの障害者への配慮を事業主などへ働きかけます。

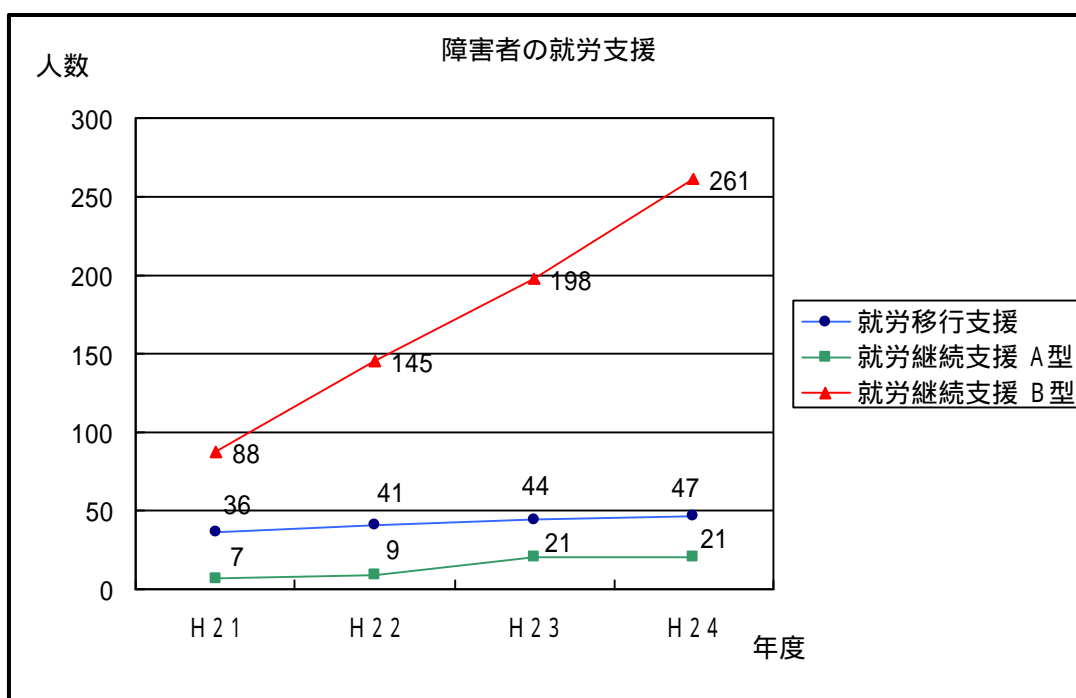
(2) 総合的な就労の支援

【現状と課題】

障害のある人の就労に関しては、職業訓練中や就労後におけるフォローアップ体制や適切なサービス利用に対する指導、助言を行うための相談窓口を充実させる必要があります。

自己の能力に適した就労への選択や、就労後の職場への定着化を促進するため、その前段階における就労訓練及びサポート支援施策が重要です。

個々の障害特性や個性を尊重し、いきいきとした生活が送れるためには、就労環境の整備も重要です。



就労移行支援

資料：福祉課

就労を希望する人に生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。(65歳未満の希望者)

就労継続支援

通常に事業所に雇用されることが困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動のための活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。(A型:雇用契約のある65歳未満、B型:雇用に結びつかない方)

【施策の方向性】

障害のある人の就労促進に向けては、雇用促進室の総合的な窓口を生かして、ハローワークやパーソナルサポートセンターと連携しながら、障害者就業支援を実施します。

長野障害者職業センターの職業リハビリテーション等の利活用を促進し、早期の就労につなげるように努めます。

職場への不適合などの理由により解雇が生じないように、関係機関と連携し、就労後のフォローアップ体制の強化、職場での定着化を促進します。

高校・大学在学中の長期休暇を利用した、就労移行事業所の利用により、障害の受容・就労意欲の向上を在学中から支援します。

障害のある人の多様な職業形態として創業・起業は、個々の特性に合わせた就労が可能となり、障害のある人の社会参加の機会や経済活動の拡大にもつながります。創業・起業に向けた情報提供を行うとともに、関係機関と連携した支援のあり方を検討します。

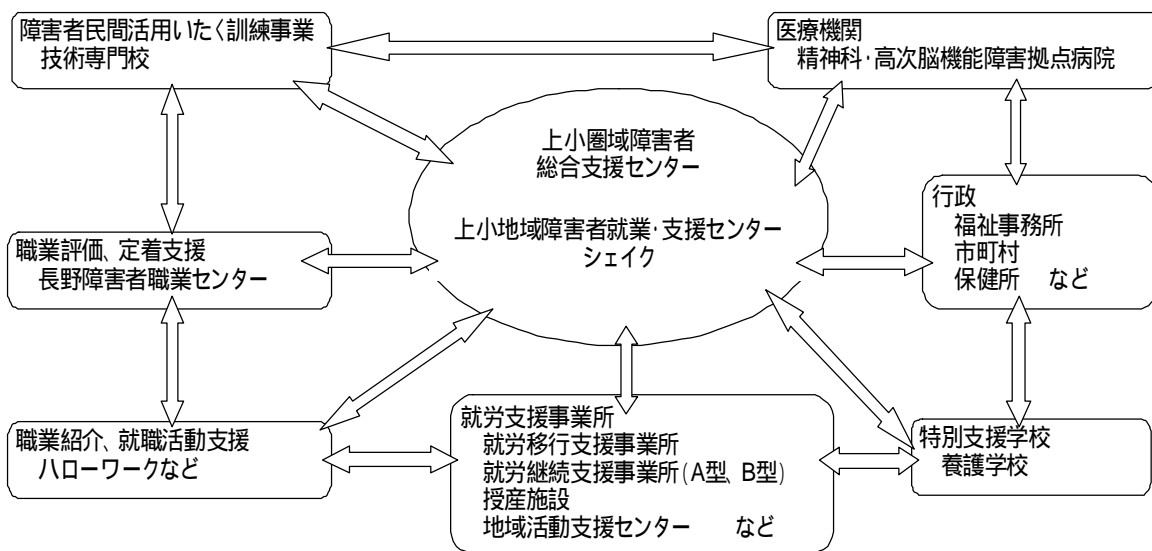
(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

【現状と課題】

障害のある人などが、個性と能力を最大限に発揮し、生活面での自立や生きがいとして自ら選択した仕事に専念するためには、障害特性に応じた雇用・就労への支援が必要不可欠となっています。

福祉的就労施設⁹⁾は、一般就労が困難な障害のある人にとって「社会活動の場」、「社会参加の場」として重要であり、大きな役割を担う場所となっています。しかしながら、仕事の内容が軽作業を中心としていることもあり、「働く場」というには、工賃が低い状況にあります。

障害者就労支援ネットワーク 上小概要図



9) 福祉的就労施設 障害福祉サービス事業所等での就労。

【施策の方向性】

精神障害に関する事業主などの理解を一層促進するとともに、障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用拡大を図ります。

精神障害者に対する就労支援に当たっては、**上小地域障害者就業・支援センター**などが医療機関と連携を図りつつ、「医療」から「雇用」**に向かう**体制整備を図ります。また、ハローワーク等において発達障害者、難病患者**など**に対する専門的な支援を充実します。

短時間労働や在宅就業など**障害のある人**が多様な働き方を選択できる環境の整備を進めます。

就労支援事業所同士の連携や情報の共有など、工賃向上に向けた事業所の取組を支援します。

障害者の就労訓練及び雇用を目的とした農園の開設及び農園の整備については、関係者・機関などの意向を踏まえた中で、調査・研究を進めます。

市における物品、役務**など**の福祉施設等からの優先的・積極的**な調達**に向けた基本方針**を作成し**、年度の終了時には調達の実績を公表します。

就労支援関係機関

ハローワーク	求職者には就職（転職）についての相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険の受給手続きを、雇用主には雇用保険、雇用に関する国の助成金・補助金の申請窓口業務や、求人の受理などのサービスを提供する。
上小地域障害者就業・生活支援センター	障害者の職業生活や地域生活を通して自立に向けた支援を提供する。
パーソナルサポートセンター	分野をこえて様々な団体が連携し、パーソナルサポートの実施や制度化、パーソナルサポーターの育成を行い、支援を必要としている方を、様々な社会福祉制度やサービス、介護事業所や福祉施設などにつなげ、その方が地域で安心して暮らすことができるように支援を行う。
ジョブながのライフサポートセンター	求職者と企業のマッチングなどの失業や離職者の各種支援活動を行う。
若者サポートセンター	働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う。
長野障害者職業センター	ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供する。

5. 生活環境

(1) 住み慣れた地域で生活できる住宅の確保

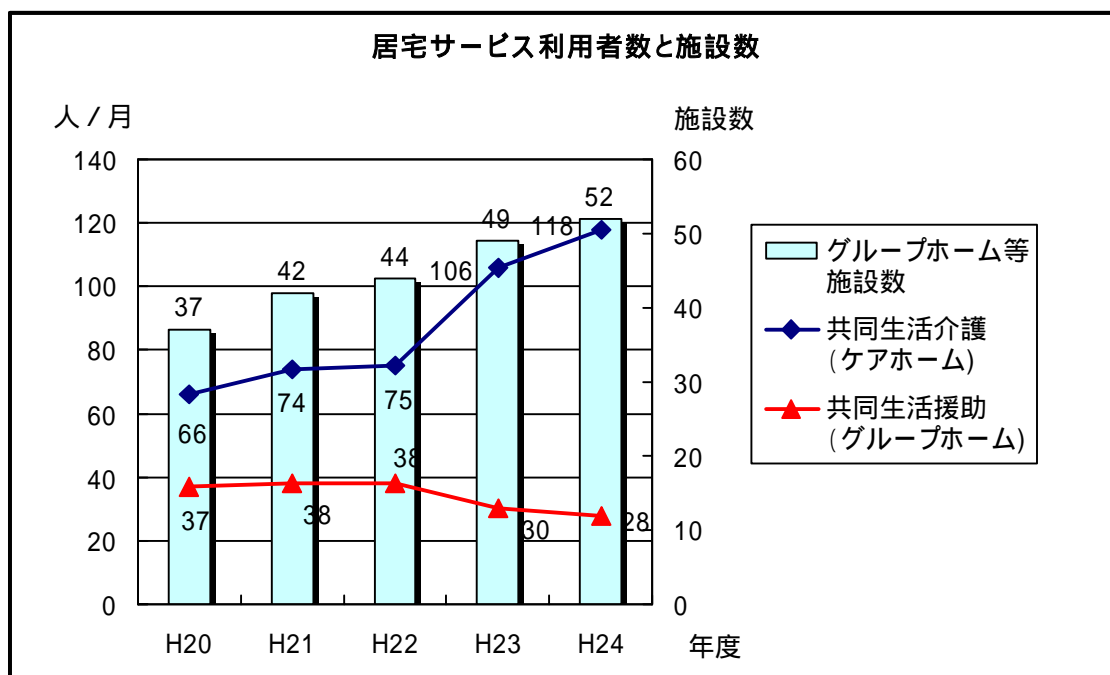
【現状と課題】

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが住み慣れた地域で快適で暮らしやすい生活環境の整備が求められる中で障害のある人も高齢化が進展し、住宅環境においてもバリアフリー化は今後も必要です。

そのため、あらかじめ障害のある人の健康状態やライフステージの変化に対応して、家族や住宅サービスのサポートを受けやすくする工夫が求められています。

「上田市市営住宅等ストック総合活用計画」の基本理念である「誰もが良質で安定した居住を確保し、安全、安心、快適に暮らせる住宅づくり」を踏まえ、公営住宅においても、日常生活の基盤である住宅環境でのバリアフリー化を進める必要があります。

障害者総合支援法の改正により平成26年4月にグループホームとケアホームの一元化も行われます。これにより障害のある人の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるようになります。



資料：福祉課

【施策の方向性】

公営住宅のバリアフリー化の推進とあらゆる人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及を図ります。

障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活できる受け皿づくりを進めるため、公営住宅のグループホームなどへの利活用を推進します。

障害のある人が居住する住宅のバリアフリー化のための住宅改修費の助成を行います。

住宅の増改築や介護機器についての相談体制の充実を図られるよう、関係機関に働きかけます。

グループホームなどでの地域生活が送れるよう、在宅及び入院中の知的障害者などの自立意欲向上に向けて、身近にあるグループホームへの体験入所を支援します。

グループホーム、ケアホームで安心して生活できるよう、地域の自主防災組織に平常時の連携体制の構築と災害時における入居者に対する避難誘導の協力体制の構築などを働きかけます。

グループホーム等が建築基準法、消防法の基準に適合するよう、関係機関に周知徹底を図るとともに相談体制の充実を図ります。

(2) 公共的施設等のバリアフリー化などによる障害者に配慮したまちづくりの推進

【現状と課題】

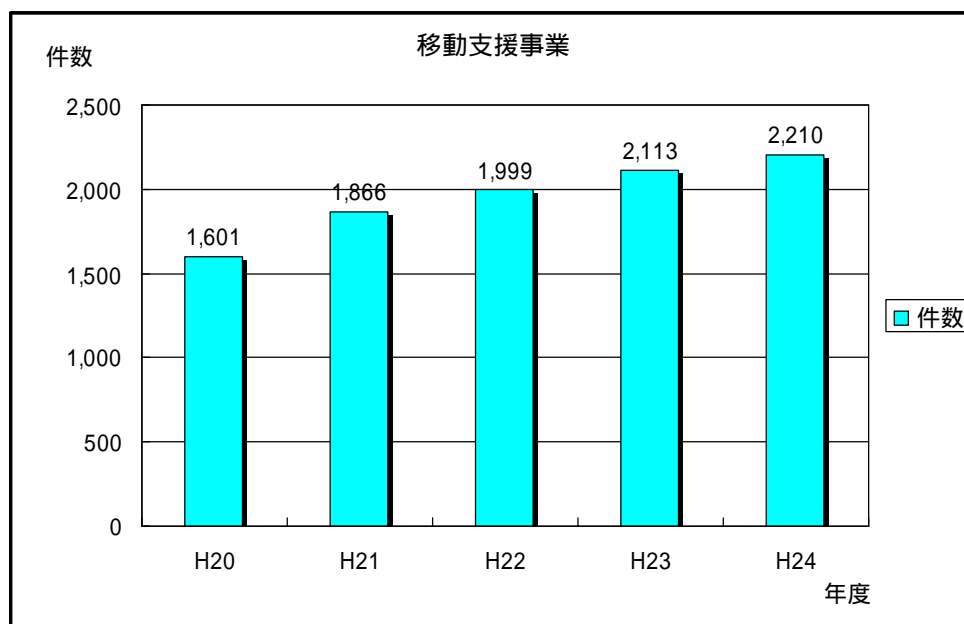
介護が必要な高齢者や**障害のある人**（移動困難者）の移動手段は、依然としてタクシーや自家用車等の個別輸送手段への依存が高い状況であり、今後も**障害のある人及び介助者**の高齢化の進展に伴い、**移動困難な方**の増加が見込まれます。

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）**」により、施設などの新設の際の「**移動等円滑化基準¹⁰⁾**」への適合義務、既存の施設などに対する**適合努力義務**が定められています。

また、公共施設等の整備や**利用**を進める上で、**障害の多様な違い**にも留意する必要があります。

障害の有無・種別に関係なく、誰もが利用しやすい環境（アクセシビリティ）の整備を今後も継続していくことが重要です。

さらに、地域に住む人々がお互いに譲り合い、協力し合う「ソフト面（心のバリアフリー）」での啓発活動を進め総合的な「バリアフリー化」を推進していくことがますます求められています。



資料：福祉課

移動困難者の外出支援、自立生活（買い物）、社会参加促進（行事、レクリエーション）
児童の割合が多く、身体介護「あり」と「なし」、個別支援とグループ支援がある。

.....
10) 移動等円滑化基準 高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関の旅客施設や車両、道路、駐車場、公園、建築物の構造や設備の改善や、一定の地区における旅客施設、建築物やこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進して、高齢者、障害者の移動や施設利用の利便性、安全性を向上させることを目的とした基準。

【施策の方向性】

NPO 法人などが行う「福祉有償運送サービス」の充実や事業所の適正な運行管理に向けて上田市福祉有償運送運営協議会を開催し、利用者の利便性と安全の向上を図ります。

交通事業者と連携して、障害者の利用に配慮した公共交通の確保・維持を図るとともに、利用環境の改善などを通じて利便性の向上に努めます。

公共的施設の改修・改築にあたってアクセシビリティの拡大に向け、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

障害の有無に関わらず上田市を訪れる観光客に対する利便性の向上を図るため、障害の多様性を踏まえた案内表示の設置や施設の整備について関係機関へ働きかけます。

様々な機能が集約された都市構造への誘導を図り、障害の有無を問わず、快適な都市空間と身近な自然環境が享受できるまちづくりを進めます。

歩行者の安全な通行を確保するため、自治会などと協議して誰もが使いやすいゆとりのある歩道の整備や道路の無電中化など、交通安全施設の整備を推進します。

生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）における危険箇所、問題点等について、現地調査を含め、利用者の声を聞きながら順次改善を図ります。

あらゆる利用者にとって、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。

6 . 情報アクセシビリティ

(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

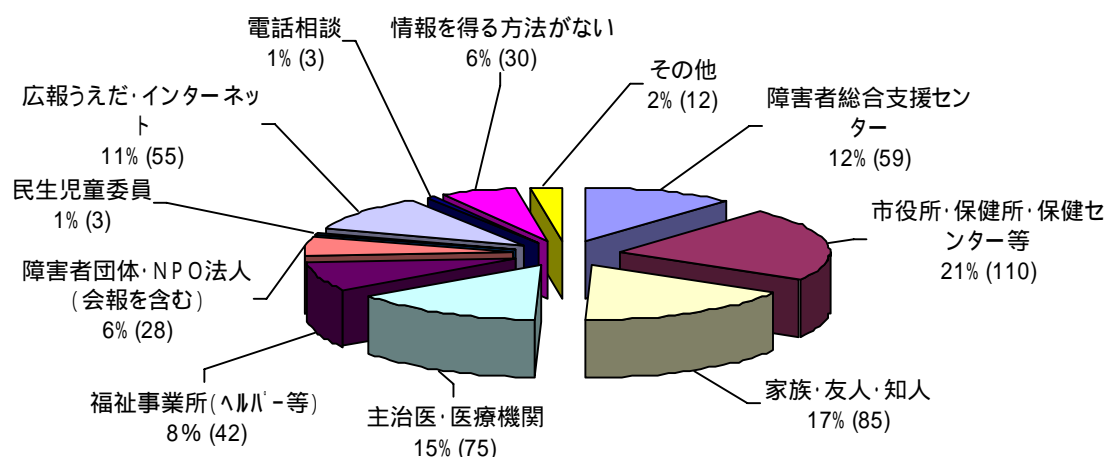
近年、スマートフォンなどの多機能携帯端末の急激な普及やフェイスブック¹¹⁾に代表されるソーシャル・ネットワーキング・サービス¹²⁾により、情報交流のかたちも変化しています。

障害のある人が ICT¹³⁾を十分に活用するため、ICTに関する普及・啓発の促進や、活用しやすい情報の発信、技術の応用によって障害のある人が ICT をコミュニケーション手段として円滑に利用できるようにすることが求められています。

また、ICTを利用できない障害のある人には、個々に適した手段により格差を広げない情報提供を行うことが必要です。

【アンケート調査より】

あなたは障害福祉施策やサービスについてどこから情報を得ていますか。



11) フェイスブック 友人同士のコミュニケーションツールだけではなく、ビジネスや就活でも使われているソーシャルネットワークサービス。

12) ソーシャル・ネットワーキング・サービス 交友関係を構築する Web サービスのひとつ。誰でも参加できる一般的な掲示板やフォーラムとは異なり、すでに加入している人からの紹介で参加できる。

13) ICT (Information and Communication Technology) ...情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術の総称

【施策の方向性】

市ホームページを含む ICT システムを、障害者を含む誰もが利用しやすく理解しやすい情報伝達手段とするため、アクセシビリティ（日本工業規格「JIS X 8341」¹⁴⁾）に配慮したもものとして構築し情報発信に活用します。

平成 23 年から稼働しているメール配信は、登録した携帯電話やスマートフォンなどで、いつでもどこにいてもリアルタイムに災害情報などの緊急情報を入手できることから、**障害のある人**への普及促進を図ります。

上田市情報化基本計画で検討している**情報プラザ**の構築に合わせ、コールセンター機能などにより、ICT を利用できない障害者が電話・ファックスなど使い慣れた手段でも情報入手できるよう**環境の整備**を図ります。

情報を入手するための普及啓発施策として、IT 機器活用の知識、技術向上のためパソコン教室、各種研修会等の開催に対する支援を推進します。

障害の有無に関わらず災害情報や市政情報・地域情報を**より迅速に情報を手にすることができるシステム（環境）**の整備を図ります。

14) 日本工業規格「JIS X 8341」 JIS（日本工業規格）が定めた、「高齢者・障害者および一時的に障害のある人がウェブコンテンツを利用できるようにするための指針（JIS-X8341）」の第 3 部「ウェブコンテンツ」で使いやすいウェブコンテンツのあり方を示したガイドライン。

(2) コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障害の状態や生活様式を通じて、利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズ・生活環境に即したサービス提供体制の整備は、障害のある人が住み慣れた地域で安心して文化的な生活していく上で重要な施策です。

点字図書館においても、デイジー図書¹⁵⁾の利用は毎年増加しており、視覚障害のある方への支援の充実に努めてきています。

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう障害特性に応じた支援が必要です。

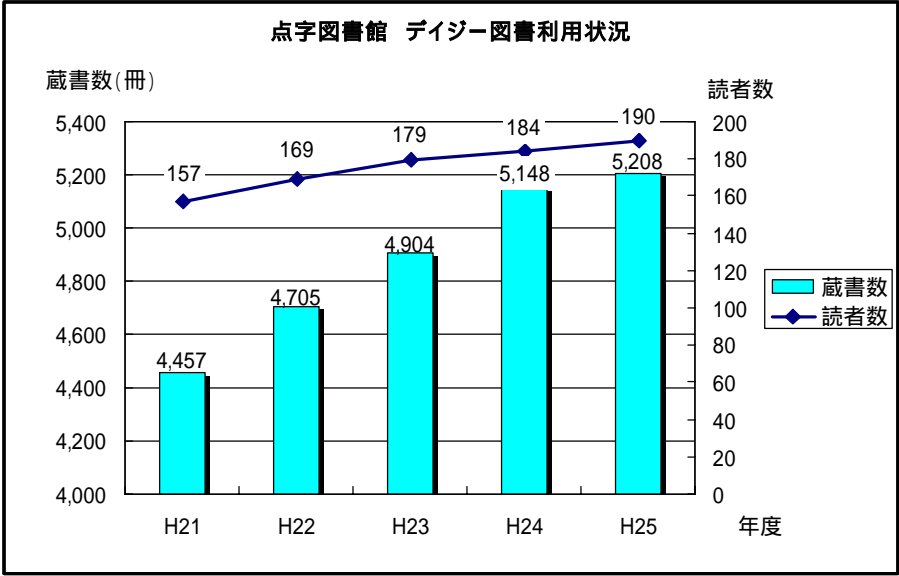
【施策の方向性】

障害のため、他者との意思疎通に支障がある聴覚障害者に対して、手話奉仕員・通訳者、要約筆記者の養成、派遣の実施による社会参加を促進します。

文字による情報入手が困難な障害者に対して、点訳・音訳により広報誌などの情報提供をします。また、絵記号などの普及や利用の促進により意思疎通が困難な方への支援を図ります。

視覚障害のある方の社会参加と生活の質の向上を図るため、大活字本の購入やテープ図書のデジタル化、録音図書の作成などを進めます。

15) デイジー図書 DAISY(DigitalAccessibleInformationSystem)という規格を用いたデジタル録音図書。見出しから検索して読みたい部分を読んだり、読み飛ばしたり、一般の本のような読み方ができる。



資料：点字図書館

7. 安全・安心

(1) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

災害等不測の事態では、要配慮者¹⁶⁾への支援のため災害救援ボランティア活動の推進が必要です。東日本大震災を教訓として平常時から、住民一人ひとりが自分たちの住むまちは自分たちが守るというさらに高い意識を持つことと災害時の避難場所のバリアフリー化も重要です。

また、全国瞬時警報システム（Jアラート）などが受信した緊急度の高い情報などを瞬時にかつ一斉に、障害のある人を含めすべての市民へ伝達する必要があります。

災害基本法の改正により避難行動要支援者¹⁷⁾の名簿の作成が市町村長に義務付けられたことから、名簿作成のため、自治体内部の個人情報の収集が可能になり、併せて、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員等に名簿情報の提供が可能になりました。¹⁸⁾市では、市内全自治会で災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の取り組みを進めています。

障害のある人は、犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、障害のある人の気持ちに配慮した施策を行う必要があります。

また、新たな手口による特殊詐欺や悪質商法が増加していることから、被害防止のための情報提供をはじめ、地域における防犯活動を推進する必要があります。

障害の有無に関わらず、地域の「安全・安心の確保」に向けて、犯罪を防ぐためのシステムづくりを継続的に推進することが必要であり、地域住民、関係機関・団体等地域一体となった「防犯、安全に対するネットワーク」の確立が重要です。

16) 要配慮者 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等を指す。

17) 避難行動要支援者 在宅や地域で生活をしている高齢者や障害者等のうち、避難行動や避難生活のために支援を必要とする方。

18) 災害基本法の改正 避難行動要支援者の名簿は、災害時にはあらかじめ本人の同意がなくても提供が可能。

災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の取組状況

全自治会数		240 自治会					
	H24.4.1現在		H25.3.31現在		H25.8.31現在		
	自治会数	割合	自治会数	割合	自治会数	割合	
マップ取組中（協定の締結済み～）	95	39.6%	151	62.9%	174	72.5%	
マップ完成	44	18.3%	82	34.2%	101	42.1%	
マップ作成中	51	21.3%	69	28.8%	73	30.4%	
マップ未着手	145	60.4%	89	37.1%	66	27.5%	
説明会実施	12	5.0%	25	10.4%	37	15.4%	
未着手	133	55.4%	64	26.7%	29	12.1%	
計	240	100.0%	240	100.0%	240	100.0%	

資料：福祉課

【施策の方向性】

災害時要援護者の把握を行い、自治会、自主防災組織、民生委員と連携し、災害時への対応を図ります。

障害の有無に関わらず災害情報や市政情報・地域情報をより迅速に情報を手にすることができるシステム（環境）の整備を図ります。

福祉関係者などとも連携して、上田市地域防災計画の見直しを推進するとともに、計画に沿った実践的な防災訓練を実施します。

要援護者関連施設及び広域避難場所で土砂災害の恐れのある箇所への立地について、各施設の実態調査を行い、関係者などとその対応を検討します。

広域避難場所のバリアフリー化の実態を把握し、整備方針を作成します。

災害時要援護者受入れ施設¹⁹⁾との連携を強化し、災害発生時において障害者等の支援が迅速に対応できるようにします。

19) 災害時要援護者受け入れ施設 災害等が発生した場合における要援護者の緊急受入れ施設。上田市は13の社会福祉法人・医療法人と災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書を結んでいる。

民生委員、自治会及び消費生活相談機関などと連携し、悪質商法などの消費者被害及び振り込め詐欺などの特殊詐欺被害に関する啓発を推進します。

外出が困難な障害のある人も含め、ファックスやメールなどを使い、気軽に相談できる体制とします。

8 . 差別の解消及び権利擁護

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

障害のある人を含む全ての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくため、社会全体で障害について十分な理解を進め、配慮していく必要があります。

共生社会の実現を図る上で、障害を理由とした差別はあっては**ありませんが**、依然として差別に当たると思われる事案が存在します。一方で、障害への理解不足から、**無意識に差別をしてしまう**ことも見受けられます。

【施策の方向性】

上田市人権施策基本方針による人権の視点に立った行政の推進を図り、人権擁護と救済のため、相談・支援体制の充実や救済・保護体制の充実に努めます。

障害者差別解消法に**うたわれているように**、障害のある人の権利侵害を防止し、被害からの救済を図るための**仕組みのあり方を検討**します。

上田市職員の障害に対する理解を**促進し**、障害のある人の権利や利益を守るための「地方公共団体等職員対応要領」について**検討を進めます**。

(2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

障害のある人の地域移行と高齢化の進展にともない、判断能力の不十分な障害者の財産管理や「親亡き後」の安定した生活の確保が求められています。

平成 24 年 10 月に上田市虐待防止センターを福祉課窓口、各地域自治センター健康福祉課窓口、障害者自立支援センターに開設しました。通報があった案件に対しては速やかに対応していますが、通報や対応の遅れから事態が深刻化するケースが懸念されます。

長野県障害者権利擁護（虐待防止）センターによると、少子高齢化や核家族化にともなう障害のある子どもや高齢者の家庭内での虐待だけでなく、福祉サービス現場や職場での虐待案件も表面化してきています。

障害者虐待防止センター 通報件数（H24.10～H25.6）

通報件数	17	件
うち虐待案件	8	件

虐待種別（件）	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置（ネグレクト）	経済的虐待
	3	0	2	0	4
障害種別（人）	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
	3	4	1	0	1

（重複案件あり）

資料：福祉課

上田地域定住自立圏の取組により平成 24 年 4 月に成年後見支援センターが開所しました。相談支援、後見人などの人材育成、後見人サポート、法人後見などの直接的な支援だけでなく、地域ネットワークを活用した支援のコーディネーターなど総合的な支援機能を備えることにより、必要なサービスや支援施策につなげ、成年後見及び権利擁護の総合的な支援を行っています。

平成 24 年度上小圏域成年後見支援センター相談受付件数

相談件数 983 件

対象者別	身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	65歳未満	認知症高齢者	その他	（複数回答あり）			
	32	38	124	137	12	585	55				
相談内容別	制度全般	申立手続等	申立人	後見候補等	申立・報酬費用	身上看護	財産管理	権利侵害	後見ニーズ・判断能力	状況調査・ケース調査	その他
	146	302	137	204	70	72	176	42	97	367	268

資料：上小圏域成年後見支援センター

【施策の方向性】

広報誌等の活用や研修会・講演会での周知により虐待防止に関する啓発・普及活動を推進します。

障害者虐待防止法に基づき、関係機関（上小圏域障害者自立支援協議会や上田市要保護児童対策地域協議会への参加機関）による情報の共有と解決に向けた検討、個別ケースへの支援や虐待ケースへの対応を迅速に行うと共に適切な支援が行えるよう関係機関と連携しスキルアップを図ります。

障害者の成年後見制度の利用を促進するため、成年後見支援センターを中心に、成年後見制度の周知を図るとともに、市民後見人の育成と活用を図り、障害のある人などの権利の侵害や財産管理に関して適切な対応に努めます。

また、成年後見制度の利用にあたり、費用の負担が困難な者に対しては、申し立てにかかる費用や報酬の支払いに対する費用などの必要な経費の助成を行います。

9 . 行政サービス等における配慮

(1) 行政サービス等における配慮

【現状と課題】

障害のある人が、行政サービスの利用にあたり適切な配慮を受けられるよう、職員自らが障害者の理解を深める必要があります。

障害者とその権利を適切に行使できるように、障害者に対しては、選挙などにおける配慮を行う必要があります。

【施策の方向性】

職員などが障害に関する理解を深めるため、必要な研修を実施し、窓口などにおける障害のある人への配慮の徹底を図ります。

行政情報の提供などに当たっては、情報通信技術の進展なども踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

判断能力が不十分な障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票制度の的確な活用など、きめ細やかな対応に心がけるとともに、秘密保持の適正化に努めます。

障害のある人に優しい投票所の環境整備を推進するとともに、投票所での投票が困難な障害のある人には、指定病院などにおける不在者投票や郵便などによる不在者投票により投票機会の確保に努めます。

- ・ 期日前投票所及び必要な投票所への、車椅子、車椅子用記載台及びスロープの整備
- ・ 期日前投票所及び各投票所への、点字器及び点字用氏名掲示などの整備"